

平成27年3月9日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健夫君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参 事 兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
参 事	赤 間 春 夫 君
参事兼総務管理班長	太 田 雄 君
健康長寿課主幹	土 井 敬 子 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
参事兼学校教育班長	児 玉 藤 子 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第2号)

平成27年3月9日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 〳 第 3 議案第 7号 松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 8号 松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 〳 第 5 議案第 9号 松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について
- 〳 第 6 議案第10号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 〳 第 7 議案第11号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について
- 〳 第 8 議案第12号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 〳 第 9 議案第13号 松島町行政手続条例の一部改正について

- 〓 第10 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〓 第11 議案第15号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 〓 第12 議案第16号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 〓 第13 議案第17号 松島町運動広場設置条例の一部改正について
- 〓 第14 議案第18号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〓 第15 議案第19号 松島町保育所条例の一部改正について
- 〓 第16 議案第20号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〓 第17 議案第21号 松島町介護保険条例の一部改正について
- 〓 第18 議案第22号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 〓 第19 議案第23号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 〓 第20 議案第24号 松島町都市公園条例の一部改正について
- 〓 第21 議案第25号 松島町災害対策本部条例の一部改正について
- 〓 第22 議案第26号 建設工事委託に関する変更協定の締結について
- 〓 第23 議案第27号 町道の路線認定について
- 〓 第24 議案第28号 町道の路線変更について
- 〓 第25 議案第29号 町道の路線廃止について
- 〓 第26 議案第30号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）について
- 〓 第27 議案第31号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 〓 第28 議案第32号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 〓 第29 議案第33号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 〓 第30 議案第34号 平成26年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

- 〃 第 3 1 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 5 号）について
 - 〃 第 3 2 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について
て
 - 〃 第 3 3 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 〃 第 3 4 議員提案第 1 号 松島町議会委員会条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

松島町高城 XXXXXXXXXX 外2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員を指名します。

お諮りします。日程第2、議案第6号から日程第4、議案第8号までは地方教育行政制度の改革に伴う議案であり、関連がございますので、一括議題として質疑を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第2 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第3 議案第7号 松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について

日程第4 議案第8号 松島教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第6号から、日程第4、議案第8号までを一括議題とします。

それでは質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。質問させていただきます。

一括ということがございますので、前後ごちゃごちゃなるかもしれませんが、ひとつよろしく教えていただきたいと思います。

今回の条例制定、国会でも物議を醸しましていろんな議論やれたのかなと思っておりましても、今回この教育委員会の委員長と教育長、これの統合というんですかね、いっしょになる。この背景というのはどこから出てきたわけなんでしょうか。私の推測によると、いじめ問題云々かんぬんで非常に社会的に今大変な問題になっている青少年問題、誘拐の問題、いじめの問題、そういう中である関西の大きな市の市長さんが物議を醸して教育委員会、どうだあだ、対応が遅いんじゃないか、何やっていると、このようなことが背景に1つあったのかなと、こういうこと私勝手に想像しているわけですがけれども、なぜこういうことに今回なったのかということをもまず教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、文科省で一本化について示している内容につきましては、教育行政に関しまして委員長と教育長の責任の体制が明確化になっていないんじゃないかという中央教育審議会の意見がありまして、それで今回改正におきまして迅速な危機管理体制の構築と首長との連携もありますけれども、さまざまなこれまでのいじめの問題とかもありますけれども、こういったものも含めまして責任の明確化というものを図るために一本化するということで国で体制を示している内容でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これは、よく言われることですね。そのためにしたんだよと、そうすれば、まあね。じゃあ、今までのことはどうだったのかということ。一生懸命教育委員会の委員長さんもやっていた。教育長もやっていた。そういうことでテレビに話題になって見る限り本当にごたごたして誰が責任とるのやということ。国民の皆様もそのように非常に不審な部分があったのではないかなと、そういうことで一本化するということになるんですけども。

このようになりまして、今度は首長の意見が非常に強くなるということが心配されるようになるということがありますがけれども、この中で中立的な立場から首長の意見が強くなる。首長の指導、委員会招集するのも首長ができるということになりますから、そうなりますとこちらにQ&A、一番後ろにここ書いてちょっと読ませてもらってこうなると本当にこの辺も1人の市長さんのこと言うとあれなんですけれども、私、あの人好きなんですけれども、大阪の市長さんは物事ははっきり言うから、はっきり言わないからああいうごたごたなんです。

その責任の明文化をちゃんとうたったということで私はある意味一つは評価するんですけども、やはりああなると教育委員会開いても首長の意見がどんどん強くなってきて、今度

逆らったら予算の執行権を持っていますから、そうなると教育委員の人たちも自分の意見をわあっと言えなくなる可能性が出てくるんじゃないかなと、このように思うんです。その辺はうちの町長はお優しいですから、そういうことはないと思うんですけれども、そうばかりじゃないわけですね、首長さんも。そういう中で、このような意見の調整、こういう中立性が保たれるかどうか、こういうことがこれからの心配事になると思うんですけれども、その辺町長、教育長、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　まず大橋町長から。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　確かにお話しのようなことがあり得る、制度上はあり得てきてしまったということはあるんですね。そここのところ、どうするのかというところは確かにあるんですが、ただ発言力の強い首長だけで物事が成り立っているわけじゃなくて、仕事というのはいろんな方々かかわっていますし、またお話し合いをするときに教育委員会という場があって、それはこれまでと微妙に変わってはいますが、一人一人の集合体であることは確かで、その人たちが独自のお考えをお持ちだし、独自の力もお持ちだということがあるわけですから、そうするとその理論上は首長の意見がごりごり通すということだけでは、やはり現実はなかなかそういうことはないのではないかと私は思っています。

私に限って言えば、これまで教育委員会との意見のすり合わせとか教育基本計画をつくる、再度話し合いの経過などからしてもできるだけ常識がどうなのか、専門家の意見がどうなのかということを考えながら発言もしていますし、事柄が、計画がちゃんと立つようにしているつもりですので、そここのところはこれからも同じだと思っていますし、一般的には極めて強烈な個性の方、全国の首長さんにいらっしゃいますので、そういった全国で2人とか3人とかいうのを除けば一般的にはこれまでと同じような形でいくのではないかと。

今度の改正で興味深かったのが、首長の関与が大きいということで首長も教育委員会に教育を丸投げといいますか、お任せしますからね、私は脇から見ているだけですからねというのはなかなか許されなくなってきているわけですね。そういう中で首長なりの考え方、教育に対する考え方ももっと出していきつつ、皆さん方と意見交換する点ではいい面もあるのかなと私は思っております。

○議長（櫻井公一君）　小池教育長。

○教育長（小池 満君）　色川議員、あらかじめご調査いただいたと思いますが、文科省で出している資料Q&A記載のとおり、首長はこれから総合教育会議というものを招集できるということになっております。招集するについては、あらかじめ教育大綱というものを首長の責

任においてつくって教育に関しては首長の姿勢を明らかにしておく必要があるわけですね。その教育総合会議というのはあくまでも首長と教育委員会の話し合いの場でありますので、これについて相互に調整をするんだと。そして、双方調整がついたことについてお互いに尊重する義務が生じるという改正の趣旨になっております。

したがって、首長もまた町長が言われるとおりがり押しということはこの制度上慎まなければなりませんし、教育委員会としても承服できないことについては教育委員会の意思としてうんということにはならない。それはあくまでもお互いに調整がついた場合に執行機関として教育委員会は教育施策を行っていく、そういう手順、順序でありますので、その辺についてはお互いに冷静さが必要だとは思いますが、余りに対立が激化するような状況にはならないのではないかと予想はしております。いずれにしても、冷静にやっていく姿勢は必要だと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当然そうなるべきなんだよね。しかし、現実にはなかなかそうならないことも多くなってくるのではないかなと思うんですよ。やはり町長の権力というのは絶大なものがあるわけですよ。指名して議会の議決を必要とするわけですけども、教育委員だって同じでございます。町長が挙げてくるわけでございますから。それとなりますとやはり首長の意向というのは非常に大きくなるということで、教科書問題1つ、首長の考え方1つでかなり教育委員会はそうではないと思うかもしれないけれども、首長がこうであるべきだ、こうなれば非常にその辺で問題になる可能性もある。

それから、ここが一番下、今非常に父兄たちの力が物すごく、何ていうんですか、あれ、先生方にわあっといくの、モンスターペアレンツ、非常に話に聞きますね。松島にいるかどうかはわかりませんが、こうなるとよく父兄の中であの先生だめなんだ、さっぱりよくない。父兄が子供から、自分が父兄は授業受けているわけでないのに、子供たちの感情でもって親がそのまま聞くわけですよ。そうすると、親もその気になって、1人が2人、3人、4人固まって今度は圧力、今度は町長が直接そのようなことに、あるかもしれません。

今聞いているかもしれませんが、教育委員会ではたまにうわさで聞くと思うんですけども、今度は教育委員の皆さんより町長が間近に町民と接する機会が圧倒的に多いんですよ、いろんな会議に行つて。そうすると、町長、あの先生さつて。こうなることを非常に心配しているんです、私、この下。そういうことになって、その辺のことも毅然として、もしそういうことがあれば対応していただきたい。

子供の教育を一生懸命やる。それは教育者の資質にもかかわることがあると思うんです。そういうことで一番下のほうのことがもしあるようなことがあれば、町長、どのような対応をしますか。難しいですけども。

○議長（櫻井公一君） まずもって町長どうしますかということだから、大橋町長に直接。

○町長（大橋健男君） それについては制度については制度上のこともありますので、教育課長からお答えします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、色川議員さんのご質問なんですけれども、一旦基本的な捉え方をまず国で示していますので、そこをもう一度ご理解いただいた上で今後の議論に持って行っていただければと思いますので。

ちょっとだけここで町長部局と教育委員会はどうなんだ、今後ということ、ちょっとだけお話しさせていただくと、まず今回の改正においても町長部局と教育委員会は対等の立場だという考え方は一切変わっておりません。ですから、このQ & Aの一番下に書いてありますけれども、これまでどおり町長部局は予算や条例関係の提案、これは町長部局の権限ですよ。それから、学校運営、児童生徒の学力向上、体力、あらゆる面での学校にかかわること、こういったものについては教育委員会が最終的に決定権を持っているんですよ、それは変わらないんですね。それから、教科書とか教職員人事、こういったものについては町長部局と議論するものではないとされているんです。

ですから、政教分離、これが中教審でも最終的まで議論はされていますけれども、ここは絶対崩してはだめだ。なぜなら、特に教科書問題に関しては領土関係があるから、これは政治絶対介入してだめですよという捉え方をしていますので、この辺は法改正においても地教法の改正の中ではしっかりうたってありますので、この辺については今後も町長部局とのすり合わせはない。あくまでも、教育委員会が定める考えでいくこととなりますので、これまでどおりの考え方でいきますので、その辺だけ最終的な再確認をもう一度よろしく願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように思っている。心配な、極端な話を今言っているわけで、そういうこともあり得るということでもありますので、その辺は十分留意してこれから子供たち、学校教育に携わっていただければありがたいと思っております。

それから今度は、今までの委員長長の権限というのが少なくなって教育長の権限がすごく重く

なるわけですね。そういう中であって、今度は現教育長がこの条例によると職務代理者になるということですね。残任の間。そういうことがありまして、職務代理者という法的な権限ですね、これはどうなるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 1つだけ修正しますと、職務代理というのは今現在委員長の職務代理者という形で委員の中にいます。これは新しい教育長が決まるまでは残任期間中はその形で進むということになっていますので、今現在も委員長がいて、委員長の下に委員の中から職務代理が選ばれている。

今度改正後は新しい教育長が選ばれますと教育長から今度は職務代理ということで委員の中から選ばれます。これはなぜかという教育委員会を構成しているメンバーの中から選ぶことになっていますので、基本教育長さんも含めますと委員の数は5人になります。教育長が残った4人の中から職務代理者を選ぶということになりますので、改正後はそのような形で進むということになると思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、議案8号なんですけれども、説明資料によりますと、真ん中の下あたりからずっと新教育長は特別職になることにより地方公務員法の職務に選任する義務など服務規程の義務を外れるもののその職務に鑑み常勤であることから勤務時間中及び職務上の注意の全てを職責遂行のため使うことを法律によって定められています。この条例については、職務に専念する義務について免除される云々と、こうあります。

私、この条文見て、説明見て、当たり前だと、こんなこと笑っちゃいました、こんなの見て。こういう、条例、こうやってつくることが、何でこんなのつくらなきゃならないのかなど。至極当然、当たり前のことです。その理由は何ですか。町長にもこういうこと、町長が就任されたときのこういうの、あるんですか。町長。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、新しい教育長は、特別職と位置づけられる。ただし、常勤という形になります。常勤についてはどうこうってのは今議員さんがおっしゃった内容になります。こういう場合は法律で常勤の場合条例化してそこについてきちんとしなさいよとなります。

ところが、町長、副町長は非常勤になります。ということで、条例化の義務は発生しないという形になります。ということで、今回は新しい教育長については条例化をしたという形に

なります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町長と私は要するに勤務時間とかそういうのもないと、土日でも何でもということで、それはあえて条例にのっけていない。ただ、教育長はその7号でも書いてありますけれども、休みとかそういうのも基本的に7号のところにも書いてありますけれども、提案理由のところには教育長の身分がどうのこうのと書いてありますから、当然こういうのも当たり前のことを書かないといろんな問題が生じるということで、新しい教育長になればこういうのも法整備しなければならないということで、当然当たり前のことでも役所では口頭ではなくて慣例集とかそういうのでなくて、条文にのっけなきゃいけないということでそういう形になったということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これ以上何も言えません。ひとつ、教育長よろしく、以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 1つ確認しておきたいんですが、議案7号第2条のただし書きにあります、条例中任命権者とあるのは云々とありまして、最後のほうに必要な読みかえその他必要な事項は教育委員会規則で定めるとなっておりますけれども、これから定めるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 教育委員会の規則につきましてはこの条例と並行しまして規則の改正を今作業を行っているところで、教育長の任期ということで6月ではありますけれども、4月1日に向けて今整備をしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ、今現在は教育委員会規則というものはないということで理解していいんですね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 教育委員会規則というものは教育法という言い方と同じで、教育法というのは教育に関する法律を全て網羅した総論を教育法という言い方をしていますけれども、教育委員会規則という言い方につきましても教育委員会組織に関する規則とかそれから教育委員会のさまざまな規則があります。全部で15項目ございます。この中で改正が必要になるのが4項目ございます。こういった内容につきまして、例えば教育委員会の会議規則、それから、教育委員会の公告式に関する規則とか、こういったもの4項目を今作業を進めて

いるところでございます。教育委員会規則そのものはありません。教育委員会規則というのは先ほども言った15件ある教育委員会の規則、要綱、その他ありますけれども、これらを含めて教育委員会規則という言い方をしております。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について討論に入ります。討論参加ございますか。

先に、原案に反対の発言を許しますが、反対の方の討論ありますか。（「なし」の声あり）なければ賛成の方の討論を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

我が国の教育委員会制度は昭和21年教育刷新委員会の建議を受け、昭和22年教育基本法が公布され、翌昭和23年教育委員会法が公布されました。当初、教育委員は公選制としてスタートいたしました。公選制で選ばれた委員の政治的対立により委員会が混乱したこともあり、昭和31年には公選制が廃止され、首長の任命制に移行しました。以来、日本の教育委員会制度を支えてきた重要な柱は教育委員によるレーマンコントロールいわゆる公権力から離れた自由な一般人による統制であり、この原則が今日まで一貫して維持されてきました。

しかし、教育委員会制度が発足して半世紀以上が経過する中で、当初のみずみずしい息吹があった制度が徐々に形骸化し、責任体制が不明確など種々の問題点が指摘されてきました。こうした中、2011年滋賀県大津市の中学校でいじめを苦に自殺する事件が発生し、地方教育行政に関する権限と責任の不明確さや教育委員会の危機管理能力の欠如が浮き彫りとなり、教育委員会制度を抜本的に見直す必要性が高く国民に認識されることになりました。大津のような事件が二度と繰り返されるようなことがあってはならないと考えます。

他方、教育は政治を初めあらゆる権力から一定の距離を置くのが大原則であり、政治的中立性、継続性、そして安定性は確保しなければならないと考えるものであります。

そこで、賛成の理由として以下の4点について申し上げます。

1点目は、教育行政の最終権限を持つ執行機関を合議制である現行の教育委員会と位置づけ、

政治的中立性、安定性、継続性を確保する仕組みが維持された点であります。この意義は極めて大きく高く評価をするものであります。

2点目は、教育長と教育委員会を一本化させた新たな教育長を創設し、教育行政の責任者と位置づけた点であります。現行の制度では、教育長と教育委員長の関係がわかりにくく責任の所在が曖昧であり、危機管理に迅速に対応できないといった課題が指摘されておりました。新たな教育長の創設により、地方教育行政の責任体制が明確化されるとともに、さまざまな問題に対する判断や対応が迅速になると考えるものであります。

3点目は、地方公共団体の長と教育委員会の連携を図るための仕組みとして総合教育会議が創設される点であります。教育行政をめぐり首長と教育委員会が活発に議論することで、問題意識の共有やよりよい解決策の実行につながると考えるものであります。

また、国においては総合教育会議では教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の調製、そして執行部や条例提案など首長の権限との調和を図ることが必要な事項を調整するものとして、教科書採択や個別の人事など政治的中立性の要請が高い事項については協議の議題としない旨が明らかとなっております。いわゆる首長が教育委員会の権限を侵食しないという設計となっております。

4点目は、文部科学大臣の教育委員会に対する是正指示の要件を明確化した点であります。平成19年の法改正により、文部科学大臣は仮に教育委員会が事務の管理及び執行を怠った場合、児童生徒等の生命または身体保護のため是正することができることになりました。しかし、大津の事件では児童がみずから命を絶ったため児童生徒等の生命または身体の保護のためという要件について、事件発覚後の再発防止策については是正指示ができるかどうか疑義を生じ、結局発動されることはありませんでした。この是正要件を明確し、必要がある場合は常に対応できることが明らかになりました。

この法は教育委員会制度の政治的中立性、安定性、継続性という重要な機能を維持しつつ、地方教育行政のさまざまな課題に対応できるよう制度設計されたものであると考えるものであります。

以上申し上げ、この条例については身分が特別職に変わることに伴い、給与や旅費等に関する条例の所要の改正を行うものであり、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第7号、松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、先に反対者の発言を許しますが、反対の方はおられますか。（「なし」の声あり）なければ賛成の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

- 5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

議案第7号松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第6号において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行についての中で述べた賛成理由と同じでございます。この条例においては新教育長の身分が一般職から特別職になるものの、その職責に鑑みて引き続き常勤とすると法律において定められたことから、新教育長の勤務時間等について条例に定めるものであり、賛成の討論いたします。

- 議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第7号松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第8号松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは先に反対者の発言を許しますが、反対者の発言ありますか。（「なし」の声あり）なければ賛成の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

- 5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

議案第8号松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成の

立場から討論に参加いたします。

議案第6号において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行についての中で述べた賛成理由と同じであります。

新教育長は、特別職となることにより地方公務員法の職務に専念する義務などの含む既定の適用を離れるものの、その職責に鑑み常勤であることから勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために使うことを新制度において法律により定められております。この条例においては、職務に専念する義務について免除されることができる場合について定めるものであり賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第8号松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第9号松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 議案の1ページ、第3条で児童館は次に掲げる事業を行う。こういうことで児童の健全な遊びの提供に関する事業、それから子育て支援に関する事業、2つの事業を行うことがまず書いてあるわけですがけれども、児童館に対する職員の配置等についてどういうふうに考えておられるのかですね。その辺についてお聞きしたいということと、健全な遊びの提供に関する事業ということ等含まれておりますので、こうした事業の立案あるいは計画というものについてどういう形でお進めになるのかということ。

それから第8条で使用制限のことが書いてあります。いろいろ書いてはあるわけですが、具体的にどういうケースが制限の対象になるのか、想定されるのか、その辺もしあればお聞かせをいただきたい。

それからそれとの関連でいわゆる子供たちが多く集まる施設になるわけですが、それこそ新型インフルエンザも含めてインフルエンザなども流行性、感染性の疾患等が出た場合の使用制限ということも本来であればこの中に明記をすべきではないのかと思ったんでありますが、その辺についてはどう考えているのかということ。

それから、使用料の関係ですが、町長が定める範囲内ということで町長が1月に2,000円の範囲内ということで定めるということになっているわけですが、この点については4月1日から運用開始となるわけですが、2,000円となるのか、それとももっと安いのかですね。どこに持っていくのか。そのところの内容をお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） それでは、大きく5点について。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童館の職員の配置につきましては、まずもって子育て支援をこちらの機能を移します。子育て支援の職員といたしましては正職2名、臨職1名。児童館運営につきましては、児童厚生員ということで臨職を募集いたしました。児童厚生員については1日常勤の方1名、半日常勤が1名。このような形で児童館の運営は考えております。

事業立案、第3条関係になりますが、これはこれまで子育て支援センターで行ってまいりました。特に幼児を対象といたしましていろいろな遊びの広場は開設しております。そういったものはもちろんこちらの児童館で継承はさせていただきます。また、児童となりますと大きく言うと児童というのは18歳まで、高校生までを指していますので、そういったところで今職員同士で話し合っているところではイベントを開催したり児童館の施設を知ってもらうというものも必要だろうと。早速4月半ばの土曜日日曜日、どちらかになります、そこでそういった事業を展開をして児童館を知ってもらうということでそういった施設の運営をそのイベントを通してやっていきたいとは考えております。

使用制限につきましては、ここでどちらの施設、公の施設のところはこの条例を設けております。やはりその運営上支障を来すというものが見受けられる団体というか、個人というか、そういったところで申しますと子供にあってはこういうことはないと思うんですが、大人とかそういったものの支障を来すというものではそこで児童館の制限というものを設けることになると思います。

またインフルエンザ、流行性ということで条例の中ということがありましたが、インフルエンザの流行性の対策については金曜日の報告の中でもあったような形でこちらで対応というものは大きく考えていただきたいと思っております。ただ、条例にこれに載っていないということであってもこのインフルエンザ、そういった流行性があった場合にはそういったもの

を町の中で協議させていただくのは児童館の運営のあり方とかそういったものも考えなくてはいけないのかなとは今思っております。

使用料については、町長が2,000円以内で定めるということでこれも実際は町長が定めることとなりますので、一応基本的には2,000円ということで設定していると考えています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今職員、子育て支援関係のほうから正職2人ということと、あとは臨時の方が入ることになるようでありますけれども、子育て関係の方々はいわゆる乳幼児等を対象にする事業ということになろうかと思うんです。そうしますといわゆる児童館としての、小学生、中学生、高校生までの児童のところに対する手当てを誰が責任を負うのかということと、今のお話だとなかなか見えてこないのかなと。しかも、事業の立案、こういうものを含めてどうするのかということをお聞きしたわけですが、イベント等つないでやっていくと、こういうお答えなのかなと思うんですが、やはり児童が健全に育成していくという場合に年間の児童館の計画をきちんと立てながら事業計画をつくっていくということが私は大事なのではないかと、そう思うんです。

そういう点で非常に今のお話を聞いていますと出たところ勝負といった感じを否認しないなという感じもするんですが、その辺についてもう少し児童館としての機能が保てるような体制というものが確保されるということが大事なのではないかなと思うんですが、もう一度その辺についてお答えいただければと思います。

それから、入館制限の関係ですけれども、これは曖昧といえば曖昧ですね。なお、インフルエンザなど流行性の疾患ということについても何ですか、災害特別法との関係での対応みたいな話になっているので、全然違う話だと思うので、それはね。やはり条例の中にきちんと、子供がいる施設ですから、最初から来てもらっては困るんだよと、もしそういうことがわかったら来てもらっては困るんだよということを、児童館としても明確にしておくことが必要なのではないかと。私も、この児童館の条例をつくるに当たってよその児童館やなんかどうなんだろうと思ってここのころ見たらきちんとそういうこと明記されているんですね。ですから、当然これは我が町としてもそういう項目が入ってしかるべき中身ではないのかと思って質問しているわけなんです。その辺なぜ入らないのかと。

インターネットも含めているんな形で情報は手に入りやすいわけですから、ちょっとよそはどうなんだろうと、こう思えばすぐ我が町の条例にはこういうことがちょっと足りないかも

しれないというのは、事前に発見することも可能なのではないかと思うんですが、もう一度そういう項目が入らなくて本当に大丈夫なのかその辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは2点について。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童館の事業の持ち方ですね。年間計画を立てて進めたらというお話です。ただ、児童館というのは早く言えば自由来館というか、そういったものであそこを使ってもらいたいという趣旨が一番あるんですね。そこで子供が安心して安全で中で見守りを一部大事にして、そこで小さい子供から高校生はなかなか難しいかなと、中学生あたりまでは使える施設になってくるかなと。そういうところの安全面を一番大事にして運営をしなくちゃいけないと今思っています。

子供たちの事業の持ち方についてなんですが、具体的には年間、今さっき言ったイベント等で集めてそこで異年齢の子供の遊びというものを体験していただいて、またジュニアリーダー、今あります。ジュニアリーダーにもこの場所を拠点としていただきまして、そういったところで主に土曜日になると思うんですが、そういったところ小さい子供たちを集めて遊びの楽しさというものをそこでやっていただければという考えを持っています。具体的な全部のスケジュールを今実際立てていません、実際は。ただ、1年間を通してみて、もう少し周りの児童館を参照にさせていただきながら計画づくりというものを考慮していきたいなどは思いました。

この中で、インフルエンザというところのお話になりますが、やはりインフルエンザになれば（「流行性疾患」の声あり）済みません、インフルエンザと流行性疾患ですね。そういったところになりますと実際学校においても学級閉鎖やそういった学年閉鎖というものが考えられます。そういったときにはそれに準じた形でこの施設の運営はしなくちゃいけないと思っていますし、もちろんそういった流行性とかの罹患されている方の入場というものは果たしてそこでわかるかどうかというのはわからないんですが、制限というものはあらかじめ運用上でやっていきたいなどは考えます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 流行性疾患も含めてですけれども、やはり言われるとおりの児童館とはこういう施設になれば年間計画ということでこれは早急に、今までがあったから2つ一緒だからそれで流れでやるというのがありますけれども、課長のほうから、年間でこういうのをやるんだよと。

あと一番大事なのは、この施設の基本方針というか松島町としてせっきく児童館ができたんだから基本方針、あと、運営をするために流行性疾患とか保育所とか学校でもいろんなインフルエンザとか何とかなった場合どうするとかあると思うんですけれども、そういうのも含めて運営協議会みたいな中で学校とか幼稚園とか保育所とかの経験者も入って、そういうのを進めていきたいと思います。やはり、基本方針はつくるべきと、あと運営協議会ということで、あと年間計画もつくるということで。

あと、児童館なので館長を1人置くというのもありますけれども、今のところは初めてということもあるので、課長か班長が兼務で全体を網羅してあと順次専属に置くか班長にするかというのは今のところ考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わからないわけではないんですが、なかなか人も足りないところで皆さんお仕事されているので大変なんだろうなと思うんですが、やはり児童館事業を進めるとなったときに事業計画を立てることがまず大事なんだと思うんです。ところが、その事業計画を立てる人がいない。今の話を聞いても、職員の配置聞いてもそうでしょう。

結局、子育て支援センターから連れてきたほうは乳幼児を対象とする事業はやるけれども、児童館を対象とした、いわゆる児童を対象とした本来の児童館としての役割を担うべき職員はいなくて、年間の事業計画をどう進めるんだとなったらイベントつないでやっていきましよう、ジュニアリーダー連れてきてやっていきましよう、こういう話なんです。それでは余りこう、課長さん、いっぱいいろいろできるからそれでもやれるのかもしれないけれども、やはりきちんとした事業をつくり上げていくという点では、職員を配置しながら児童館事業を進めていくことが大事なんでないかと。

そうしてこそ初めて毎年度の事業計画等の立案も可能になっていくのではないかと思ったものですから、質問させていただいているわけですが、館長の問題も含めてまだまだ執行部としては明快なところが決まっていないということでもありますので、これ以上質問してもしようがないかなと気はするんですが、ぜひ児童館というものの運営についてやはり児童館の本来持っている意味合いというものをしっかり押さえて人員の配置等も考えていただいてやっていただければと思っております。

それから、流行性疾患、インフルエンザなど含めたそういうものについては私は難しいことを言っているんじゃない。ここの条例の中にそういう1項が入るべきなんじゃないかと言っているわけね。だから、入れなくていいのかどうか、それはどこで担保されるのかと。確か

に学校や何かではそういうものはやれば学級閉鎖等しますけれども、児童館としてのそういうものを担保するのは、じゃあどこで担保するのかというところを明確にしておいてください。

○議長（櫻井公一君） 確認のために高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、最初の点なんですけれども、確かに児童館という利用形態の中で年間でどういう事業をやるんだよというのは確かに必要ということで、これは早急に開園前に今までの流れとプラスアルファで。

あとは、言われるとおり児童館となれば子供たちも関係するので保育所の所長先生とか幼稚園の先生とか、あとは生涯学習の方々で今県から学校の先生が来ていますけれども、そういう方々の意見を聞きながら運営協議会とか組織の中でいろいろ煮詰めるというのが基本的に考えております。

ただ、1点言いわけになりますけれども、そういう職員配置というのは考えていましたけれども、新規の保育士とか保育所に回して経験ある方をこっちにということも考えましたけれども、辞退された方が、前も12月でしたか、前に言いましたけれども、プラス2人、あと繰り上げということで辞退されてという方で4人候補あったんですけれども、4人とも辞退されたといういろんな理由が、言いわけあります。保育所の保育士も少ないということがあるので、どちらが大事というのはどちらも大事ですけれども、まず保育所をとという形でこうなったということです。

あとは、流行性とかいろいろありますけれども、これはインターネットとかこういう児童館と学級を合築した条例とか、これは全国的にいろいろ見ました。たしか、京都の条例をうちのほうは参考にしました。その中で流行性とかそういうのを入れるかどうかというのは入っているところと入っていないところがあるということもありますけれども、これは学校とか保育所とか幼稚園とか、じゃあ条例という中でほかの施設も入っているかという、うちのほうでは入っていないので運用とか規則でそれを固めていきたいとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

児童館については、私は建設をやろうと決めた時点からどうもいま一つ児童館というものの取り扱いについて行政はしっかりした中身を抑えないままにやっているんじゃないかと児童館なんだけれども、子育て支援センター的な役割としてしか捉えてきていないんじゃないかという疑問をずっと持ってきているんですよ。ですから、今お話ししたような質問もしてい

るわけですが、やはり児童館なんですから、もちろん乳幼児のこともやって構わないんですけども、小学生、中学生の大きくなった子供たちのための施策をどうつくっていくかということについてももう少しきちんと考えていただいて対応もしていただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私からは11条、児童館等の管理はということで指定管理者もできるよと定めておりますけれども、今のところ指定管理者で児童館運営ということは考えているんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今施設そのもの条例出すときには指定管理を入れて条例を出しています。ただ、基本的にこのところは今現在は指定管理というのは考えておりません。ただ、今後数年に状況が変わるかどうかは別にして、今現在は町で直接進めるということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

今、菅野議員からも質問がありましたけれども、そういう運営計画とかそういうものについて人手が足りないとか辞退があるということではなかなか難しいのであれば、私は経験のある指定管理者でも早目に選んでそういう計画とかどんどん進めたほうがいいように感じるんですが、今のところ考えていないというのであればそれは仕方のないことですが、私はできるならそういう経験のあるところをお願いしたほうがいいのではないかと思います。

また、児童館等というところには留守家庭学級も含まれるんだろうと思いますけれども、留守家庭学級も指定管理者でということもできるようになるんだと思いますけれども、そちらの指定管理というのは考えておられますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 児童館等というのは第2条のところで括弧書きで書いてあります。これとこれを含めて児童館等ということなので、含まれているということ。2条を見ればわかりますけれども、そういう考えでございます。

ただ、確かに指定管理というのは行政でできないものを頼んでやるということで、温水プールとかうちのほうではやっていますけれども、確かに必要なのは、ただ引き受け手があるかというのはありますから、そういうのはいろいろ見きわめていきたい。だから、幼稚園と

か保育所も公設民営とか指定管理とかいろいろありますけれども、そういうのも含めて今のところどうするかというのは今現在は指定管理は考えていない。ただ、おのずと数年後に運営上指定管理したらいいのではないかとというのが庁舎内で議論があればそれはテーブルに乗っけていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私、常任委員会で利府も含めて各地の児童館の視察をしたときにすばらしい運営をしているところが結構あったものですから、そういうなれた業者というんですか、経験のあるところに管理させたほうがいいなという思いがしたものですから、質問させていただきました。わかりました。

それから、もう1点。児童館の申し込みですが、非常に12日間という短い期間だったんですが、ちょっと短くなかったのかという思いがしたんです。今度、5年生まで延長したということなので、応募者がどの程度あったのかということ。留守家庭ですよ、インターネットで見たら、広報でも出したというんですが、2月23日から3月6日までという応募したように見たんですが、間違っていたら間違っていたと訂正してください、その辺のところ、申し込み数の何人いたかということをお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 確認。教育委員会。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まだ、今現在教育委員会で所管していますけれども、申し込み者の人数に関しては締め切ったばかりで各留守家庭学級のそれぞれの数値を吸い上げて集計まではしていませんので、今ここではっきり何人とは言えません。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 3月の今何日かな。間もなく始まるんですけども、できるだけ早く把握して子供たちが喜べる児童館、そして留守家庭学級にしてほしいとお願いしておきます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。今、菅野議員からも質問があって、私もそれに関連してということで思い描いたこととして質問させていただきますが、まずこういった施設に対しての利用者利便というんですか、子供さんに対する利便、そして今町はどのようなことを考えているんですかね。まず、それをお伺いしたいと思います。いわゆる留守家庭児童学級の定義が前の全員協議会、2月4日行ったときにお示しいただいたんですけども、それらに対して、申し上げますとたんぽぽ学級で114平方メートルに対して65人、ひまわり学級では35

人と、そしてどんぐり学級では20人ということで描かれていますが、それら定員に対しての利用者利便と申しますか、利用者の配慮といったところをどのように描かれているのかということをお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 利用者利便と申しますか、一応定員を設けさせていただいております、今回。それで、あのとき大体保護者からのアンケートなどをとりまして、4年生から6年生までのあらかじめの推計は出させていただいているところです。現在たんぼぼにつきましてはこちらの一小学区になるんですが、そういったところで4年生から6年生は大体18名ぐらいの応募があるだろうという推測です。二小学区は7人。五小については1名というもので、利便性というその言葉、私の回答でいいんだか。ということは、大体今の定員枠設けた中では一応留守家庭学級は運営できるのかなと今現在考えているところであります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

定員を設定した折に、単純に割り返してみますとというところでたんぼぼ学級については1平方メートル0.4かな。そうしていきますとこの3つの施設、0.48から0.58ぐらいの1人当たりの占有面積というんですか、子供さんに対しての面積を確保しての対応だったということではありましようけれども、こういったものが実際の募集というか現在の利用対応として今担当課長からお話があったんですけれども、かなりスペース的には余裕を持った施設に運営という状態にあるんですか。留守家庭に関してはそういうことでの理解でいいんですか。

それとあわせて、区域外というものについては想定あるんですか。要するに、松島町民以外の部分でほかからたまたまこちらにおじいさんおばあさんが住んでいる関係で利用させていただけないとか、そういうことはあり得るんでしょうか。それだけお伺いしておきます。

○議長（櫻井公一君） 最後のやつは町外のこと言っているんだね。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） このスペースにおいては、一応先ほど申し上げました全員、4年生から6年生含めましての利用スペースとしてはまず間に合うという考え。

町外ですね。普通は考えられないんですが、ただし夏休みなどで長期休暇の場合などは考えられますね。そういったときにはまず今まで例はないと思うんですが、そのとき協議をさせていただきながら、家族の方とのお話をさせていただきながら、どうしてそこで留守家庭が必要だかというものを十分把握した上で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、赤間幸夫さんがおっしゃいましたね。町外からのやつということありますね、町外。私これ大賛成なんですね。やはりお里帰り、お産でお里帰りする。そういうことで家に帰ったら高齢のお父さん、お母さんがいた、片親がいる、どうしても子供が3人目生まれた、どうしてもうちではなかなか難しい、こういうこともあり得るんですね。そういう場合、やはり1カ月間とかそのぐらいの特例というものも考えていただきたい。それが優しいまちづくりじゃないですか。そういうことも含めていろんな対応があるから、どうぞ検討していただきたい。

それからこのように留守家庭、児童館あわせて中学生まで、18歳までですね、対象が。そうになると、児童というのは18歳までだということから18と言ったわけで、そういう中で今度は大勢が集まるわけでしょう、相当。この児童館にはどのぐらいの人数を想定していますか。想定です。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に町外の方の受け入れ等について答弁させたいと思います。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 町外の方については、今色川議員さんがそういった例につきましては、第4条に使用者範囲といったものが書いてあるんですが、そのようなときには（3）の第2号に係るもののほか、町長が特に必要と認めるものというところでそういったもので臨機応変というかケース・バイ・ケースで考えていきたいと思います。

想定人数なんですが、大体留守家庭の部屋は、あちらは定員でいいますと約60名ぐらいになるんですね。そうした場合、こちらの児童館を全般的に、遊戯室を含めてですが、子供の年齢にもよるんですが、想定的には約70人ぐらいが留守家庭と合わせて130ぐらいかなと、マックスではそのくらいですかね。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最大想定、そのぐらい利用することもあるよと、そういうことになりますとやはりさっきの館長ですよ。今、副町長はいろんな人に当たって残念ながら断られたということが聞きました。これだけ最大マックスがこれだけいるということになりますと、4人でできるのかということなんですよ、今度。

そうして、責任者が全くいないと、トップに立つ人が。これでは立派なものをつくっても魂入らないわけでしょう。誰、責任持つんですか、仮に事故なんか起きたら。今度中学生とたまたま遊びで小学校1年生がかち合わせてばあんとなった。当然子供は小学校1年生が大げがするわけですよ。そのときの責任誰が持つんですか。館長もいなくて。そこなんですよ、

危機管理。そういうことを含めながらやはりもう1回、館長、責任者、これを明確にすべきだと、そのように思いますけれども、ご見解はいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、福祉課長が言ったのはマックスで、町内の子供たちそんなにいますかと、児童館に来ますかと、百何人と言いましたけれども。時間帯も違いますから。子育ての方々は午前中ですよ。子供たちは午後ですから、マックス、午前中と午後足した答え福祉課長言ってますから、そんなに町内に子供いて、ここに利用しますかというのは大前提だと思います。ですから、福祉課長のは延べで足していますから、百何人というのは。そういうのは考えられないですよ。というのは第一点ですね。

あとは、言われることはわかります。責任問題ということでそういうのを含めて庁舎内で採用人数も退職と病休等含めて、実際は採用保育士以外の病休とかふえて実際足りないということは本音です。ですから、4月1日の人事の中身もある程度はつくりましたけれども、そういうのも含めていろいろ考えていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） マックス130人というのはわかります。足し算すればそうなるんだけど、子供全町合わせてそんなに、でも中学校まで来ると、なかなか来ないと思いますけれども、中学生が。そういうことも含めながら危機管理、そういうものの責任の所在をちゃんと明確にしていなければだめだべなということであって発言したわけであります。

私は、指定管理者ここに条文に載っているので質問条項書いたわけです。いつからするんだとか。考えていないということなんですけれども、いずれそういうこともあり得る。私は財政上から見てもそういうことも考えながら、考えていかなければならない時期に来るのかなと思います。ただ、ここ、子供少ないものですから、指定管理者受ける業者がいるかどうかということがクエスチョンになりますけれども、そういうことを含めながらこの条例をつくっているのかなと思っておりますけれども、もし早ければ、考えていないと今副町長言いましたけれども、早ければどのくらいの目安でもってランニングコスト、ちゃんと見ながらどのくらい、何年か先にこれを考えるということが考えられますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、財政的にはふえます。指定管理になれば多分ふえます。それはわかっています。今の予算で、臨時職員とか正職員の予算よりも指定管理料になればもっとふえます。ですから、財政的に児童館とかここを指定管理するのではなくて、子供たちの環

境のために指定管理をするべきだと私は思っております。ですから、そのためにはできたからすぐということではなくて1年間とか検証して、運営協議会とか協議会の場でいろいろ協議してサービスの向上のためにしたらいいのではないかとということで半年後、1年後に検証していったらなると、そのときに指定管理するかどうかということで財政面はふえますけれども、何回も言うようですけれども、子供たちの環境のためにしたいというのは当然出てくるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これで終わりますけれども、今考えていないということがこれから議論して1年後か2年後かそういう議論がまた入ると、そう考えられますよとなって、今度はまた皆さんの議論が指定管理者の云々かんぬんということがありますので、まず待望の、皆さん本当に喜んでいます。これは。何人かに聞いています、良かったと。そういうことでもありますので、職員の皆さん一同なお一層取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 児童館につきましては議会からのご指摘も随分あり、当初はいよいよ既存の建物の改造でとかという形でやっていたけれども、やはり皆さん方のご意見、そして町民の方々、子供子育て会議の方々、いろんなご意見を聞いて執行部としてはこれはやらねばいかんと考えてつくった施設でございます。

なれていないところもあろうかと思えますけれども、できた施設を極力努力して運営してまいりたいと思っております。ぜひ、よい施設になるように努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖君。

○3番（櫻井 靖君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、自由来館の子供たちと留守家庭の子供たちの区別というのだけ、どういう形になるのか。同じように遊ばせるのかそれとも別々となるのか。多分どうしても入りまじってしまうと私は思うんですがそこら辺だけお聞かせ願えればと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに、留守家庭は留守家庭の児童クラブで主にやります。そこに指導員の先生方がもちろんついてやります。一応その時間帯にやります。主にふだん考えているのは図書コーナーとかの集会室もあるんですね。そこでは机など置いてふだんに勉強などできる部屋。完全にそこでシャットアウトではなくて交流というものはも

ちろん考えていかなくちゃいけないですし、その区別においては一応名札とかそういったものを検討させてもらいたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 3番櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ここでは、自由来館についてはお金というのを取らないと思うんですけども、そちらだけ確認しておきたいんですけども、自由来館はお金は取らないということではよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童館におきましては、自由来館は無料となります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） では、留守家庭児童はお金かかるからその間だけ児童館で遊んでいらっしやいという親御さんも出てくるのかもしれませんが。そういう場合でも大目に見るといことなんでしょうか。そこら辺どういう扱いになるのか、ちょっと疑問に思ったものですから、お伺いさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） もちろん、留守家庭として登録されていないお子さんなので、あとは家庭的にはいろんな方がおります。もちろん、児童館は制約するものが何もないのでそういう子供がいるというものは普通の現象だと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） その子供たちがもしけがをしたりといった場合はどういう形になるんでしょうか。自由来館の場合。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 施設におきましては新年度の予算になるんですが、一応保険は適用させていただきます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第9号松島町児童館及び留守家庭児童学級

の条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は11時30分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第6 議案第10号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第10号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からは2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目ですが、今回の条例の制定に当たっての松島独自の条項、例えば地域性を鑑みた対応での条項とかあるいは近隣市町との相違点を比較しての条項制定とか、そういったものを特徴づけて描いている部分があるかどうかということが1つなんです。あえてこれまでの国で定めておいた省令に基づく法文の条例に置きかえたものであるだけにすぎているのか。その辺の確認をまずさせていただきたいと思います。

それから、2つ目として今町の法制室の担当、専門にこういった条例を作成する担当者は置いておられるのか、それともこういった条例を設置するに当たって町の顧問弁護士等に相談をかけて最終的な提案という運びまで持っていつているのか。その辺の2点をお尋ねいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今回の条例に関しましては、地域の特性とかそういったものを見た場合に国の基準を引き継いでいくことが一番いいだろうということでおおむね引き継いでおります。

ご説明もいたしました。第2条と第3条で暴力団の排除ということで松島町として入れておきますのと、国の記録の整備の基準が国は2年とありますが、報酬の返還事務とかに鑑みまして5年というところ、その2カ所だけ町独自のものを入れさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 法律そのもので担当者は2名を配置しております。基本的に、法律でも何でもまず現課の考え方を教えてほしいというのは法律担当者であります。基本的にそれを条文化するというのがあります。あと、プラスぎょうせいと第一法規ありますけれども、そちらに入札しますけれども、そちらにチェックをしてもらうということです。

ただ、この法律そのものは大体準則というか定まっているものであって、先ほど赤間議員が言ったように町独自のものをどこかに入れるかということだけなので、そんなに変わりはないということで余り法担当でいろいろ、チェックはしましたけれども、加除とかそういうのは余りなかったということです。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今回もかなりの本数の条例あるいは条例の一部改正等挙がっているわけですが、そのようなものに対する法制執務担当が2名配置されていて、条文等のチェックをかけておられるという話ですが、どうしても例えば今回上がっている第10号議案などは専門性が高くて、なおかつ国では既に省令として設置されたものを参酌しながら町あつての、いわゆる近隣市町も同じですが、自治体における暴力団排除関係の条例とか整備したものを加味して条項にプラスしたり、あるいは記録の保存的な部分は2年のものを5年にするとか、それはどこの自治体も大体同じなんですけれども、それ以上には今回は特徴的に特性的に入れているものはないということでよろしいですか。再確認です。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今課長が言った暴力団とかそういうのは、赤間議員が聞きたいのは運営上事業の中身が町独自で特色がということだとは思いますが、それは今回はこの中には含まれていないということです。こういう2市3町、基本的には宮黒よりも私たちは2市3町で会合とかいろいろ話しをしてある程度足並みとか情報を交換して進めていくというのが実情です。その中で町独自で松島町でというのはありますけれども、今回はその中身は余り含まれていないということです。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回の介護保険の関係の条例改定、これから幾つかあるわけなのであり

ますが、大体改正に当たって出てきているのが地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律が公布されたことによるということが書いてあるわけです。今回の介護保険関係の改正に当たっては、そのほか地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法の整備に関する法律、それから介護保険法施行規則の一部を改正する省令ということでこの10号議案一番最後に官報をつけていただいているわけですが、これらの法律改正によって今回の議案第10号、11号などの改正が進められるということになるんでありますが、実際にこういう改正なり条例制定なりをしていくということによって、松島町の介護保険制度は今現在と来年から来年以降の介護保険制度でどう変わるのか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 来年度からの第6期事業計画につきましては、3年間の中で10年後を見据えた、松島の未来を見据えたいろいろなサービスをしていくということになっておりますので、今回出しました条例は、今までやってきたところとはさほど変わっていくわけではないと解釈しております。第6期の3年間の中でもう少し地域の自主性とか、そういったものを見きわめながら第7期計画に向けてまた進んでいきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 法律第44号で地域性とかいろいろ、実際じゃあ独自で今回補正でもプレミアム商品券とか補正しますけれども、あれも地域性とか国では言っていますけれども、独立性とか、じゃあ世の中実際はどうなのというとなかなか難しいのはありますけれども、こういう中で介護保険ですけれども、それ以外も全部この法律の中で網羅してなっているということで、松島町で介護保険関係がそれに追いついているかという追いついていない。議案第21号でも介護保険でも不足ですぐできないものがあるということなので、なかなか国の意図としている考えが地域に伝わってこない。独自でやりなさいと、色が出るかというとはっきり言うと出ていないのが実情なので、いろんな情報不足もありますけれどもじゃあなんなのと、松島町でもっと独自性を出せと、できるかという難しいところもあるので、そういうのはいろいろ考えながら松島町単体でできるかというのは難しいので、2市3町とか仙台市とかの情報を組み入れていろいろ交換して進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私が聞いているのは、今度の、さっき言いましたよね、地域の自主性及

び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備だと。これは今副町長からお話があったようにいわゆる権限移譲ですよ。市町村長に対する権限移譲を大体取り決めたというか、変更する法律だ。それから、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律。これは医療だとか介護の分野、これを中心に19本の法律を変えている。こういう法律ですよ。それから、介護保険法の施行規則。だから、10号の官報につけて資料としていただいたわけですよ。この3つの法律。この3つの法律によって今回の関係する条例が制定なり改正なりをするわけでしょう。だから、その3つの法律が変えられたことによってこれらの条例の制定、改正、そのことによって松島における介護保険の中身はどう変わるんですかということを知っている。わかりますか。

皆さん、金曜日、松島町高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画案、これへの意見募集についてということで計画案を私たちもいただきました。国ではこれをつくるときに平成27年、28年、29年と3年間だけ見通してつくれと言っていないでしょう。これから10年先見通して、とりあえず6期の計画つくりなさいと言っているんでしょう。だから、これからどう変わるのか。27年以降どういうふうか、松島町の介護保険の中身が今までとこれまでとどう変わっていくのかそこをどう押さえているんですかということを知っているんです。わかりました。そういうことなんです。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。答弁、今整理させますから。土井健康長寿課主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 確かに、第6期の事業計画の中で10年後を見据えて計画をとるところがあります。3年間の中でまず初めには平成27年から生活支援のサービスの推進協議会を立ち上げます。その後認知症に対する啓蒙を進めていきまして、なかなか医療と介護の連携というところが一番難しいという観点からお医者さん方との関係性もございまして、そちらのスタートは平成30年を目指しております。

今後、10年先を見据えた中では、確かにこのままの状態では介護保険の制度自体が財政的に立ち行かなくなるということもございまして、基本的に保険料算定してみましたところ、10年後では8,000円を超えまして9,000円近くになってしまうということがございまして、果たしてこれが本当に今現在計画案の中に載せていいのだろうかということが正直迷いまして、そのところで給付費と保険料の算定については載せてはおりませんが、このままでは確かに介護保険制度の先行きが厳しいというところから、地域を巻き込んで今後27年に協議会を立ち上げて認知症の協議会的には多職種連携の会が発足しておりますので、そちら

の関係機関と協力をしながら今後10年後を見据えて少しずつ他市町村とは異なって少しずつですが、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ここでそういう話をするとなかなか大変なのかもしれないけれども、私が聞いたかったのは国でこういう法改正をすることによって具体的に介護保険にかかわるいわゆる第1号被保険者、それから第2号被保険者は今回は余り関係ないだろうけれども、そういう人たちの介護保険料の話もありますけれども、利用した際の変更はどう変わっていくんだということの答弁を期待したんだけど、余り返ってこなかったのでも私言いますけれども、要するに今度のこれらの法改正によって要支援の方々が言ってみれば訪問介護、通所介護、こういうものが保険給付から外されるんでしょう。だから、この10号議案で言っている等々の基準設定もしていくということになるのではないかなと思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 土井健康長寿課主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 確かに、要支援者が介護給付から外されまして地域支援事業の中で実施していくわけですが、すぐに外されるわけではなく、みなし事業者として現在の利用などを踏まえながら今後町独自で基準を決めていくとはなっております。確かにすぐに切りかえられるものではないというところで、我が町としても2年間準備期間を設けておりまして、進めていくというところではあります。確かに、利用する際に今まで給付でやっていた部分に対して変わらないような配慮をできるだけしていきたいとは考えておりますが、ボランティア団体とかそういうところへの育成につきまして、まだ手つかずのところもございますので、今後計画の中で進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 第2常任委員会でも、だから介護保険制度がどう変わるんだということで議論をさせていただいてなかなか担当課に質問しても答えが返ってこないのでも途中で諦めて、最低こういうことだけは何とかしておきなさいということも申し上げているわけね。今、土井さんからお話があった実施時期をおくらせるということも法律上できるようになっているでしょうと、だからきちんとおくらせて準備を整えてそういうことに対応しなさいということは委員会としてもちゃんと言っているわけですよ。そういうふうには今度はやったということはわかっているんです。

その上で聞いたことは、結局何が変わるかということと要支援者が保険給付から外されるんでし

ようと、それはどういう意味を持っているんですかと、最初からそう聞けばよかったのかも
しれないけれども、皆さんはそういうことについてどう考えているのかと。今までは介護保
険の保険給付の中で見てきていただいたものが今度は要支援者はそこから外しますよと、保
険外ですよと、こうなってくるわけでしょう。時間的に来年からではないけれども、1年2
年おくれるけれども、いずれはそうなると。そういうことについてどう考えているの
かということを知りたいわけなんです。実際はそこを聞きたかったので、どうなのかというの
があります。

それからそのほかにもいろいろ改悪点があるんですが、そこで今お話にあったように10号議
案の11ページですか。10ページか。たしかいろいろ書いてありまして、指定介護予防支援事
業者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定
介護予防支援事業者、介護保険施設と書いてあってね。その後に住民の自発的な活動のサー
ビスなどさまざまな取り組みを行う者と連携を努めなければならないと書いてあるわけす
ね。

問題は住民の自発的な活動、ここと連携しなくちゃならないと書いてあるんですがこれは先
ほどもお話があった内容とも通ずるものがあるのかなとも思うんですが、具体的にどうい
うことなのか。具体的にどういうことが想定されているのか。そのための財源あるいは利用す
る側の利用度というものについてはどういうふうを考えているのか。その辺についてどうな
んでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 予防給付の中から要支援1、2の方が外され
ていくということなんですけれども、この住民による自発的な活動によるサービスというの
はいわゆるごみ捨てであったりとか電球をかえたりとか、そういった高齢者がなかなか自分
ではできないようなことを地域の方々の手助けを得ながら日常生活を営んでいただけるよ
うにすることになります。地域包括ケアというものができますので、その中でボランテ
ィアさんだったり地域の自主防災組織の中の一員の方とか、そういった方々にお手伝いを
いただきながら進めていく事業となります。

財源につきましてはまだこれから検討に入るところですが、ほかの自治体でもちょっとボ
ランティアという形で利用者の方がただでやっていただくのも申しわけないという気持ちと
かもありますので100円とか50円とか、そういったちょっとボランティアしたときにお支払い
するようなそれを取りまとめてボランティアした人にお支払いする仕組みとかも考えていか

なければいけないとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、地域の中で自主防災組織というのも出てきましたけれども、それ以外にこういうことにかかわる組織を町として育てることも必要になってくるのかなと思うんですが、その辺についてはどう考えているのでしょうか。

それから、ボランティアに対する手当というものの考えなければならぬだろうと言っていますけれども、介護保険料の算定の中で地域支援事業費というのがあるんですが、そういう財源というのはこの中で見ることになるのでしょうか。その辺について教えてください。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域のボランティアを育てていくということでいろいろな協議体を今から立ち上げていきますので、その中で自分たちでできること、今町でどんなことがどのようにボランティアというか、皆さんが助けていただいているのかとか、そういったあたりを洗い出しというんでしょうか、いろんなサービスがあるものを拾い上げていって総合事業が始まるまでの間に準備を整えていきたいと考えております。

地域支援事業の中で、給付費の2.8%を見ておりますので、その中で財源として使っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 次なんですけれども第3章のところによくわからないんですが、指定介護予防支援の業務の委託というのがあったと思うんですが、指定介護予防支援というのはあれでしょう、ケアマネジメントなんだと思うんですけれども、これを委託するというのはケアマネジメントをやっている事業所が満杯になっているために他の事業者へ委託するという解釈でいいのか、その辺が委託という関係があり得るのかわからなかったもので、わかるように教えてください。

○議長（櫻井公一君） 土井健康長寿課主幹

○健康長寿課主幹（土井敬子君） この条例につきましては、町が主には地域包括支援センターを指定するという条例になりまして、地域包括支援センターが委託先の居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託するという条例になっておりますので、その旨が書いてありますので、委託というものはあり得ます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、地域包括支援センターの業務を事業者へ委託をするという

条文だということなんですね。わかりました。

次なんです、その次の6ページだったか、利用者に関する町への通知というのがありまして、その中の(1)に正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、または要介護状態になったと認められるときということで、そうなったときには町に通知しなくちゃならないということだと思んですが、これは機能の低下ということについて誰が客観的に判断するのかですね。その辺がいま一つ明快ではないのでないかという気がするんです。

例えば、事業者、サービス提供事業者の提供内容を含めて十分でないために機能が低下する場合だって当然あると思いますし、ここに書いてあるように計画どおり利用者がサービスの利用をしなかったということのために低下をする場合もあると思うんですが、その客観的な判断というものをどうやって行うのか。その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、今の今野議員の質問を執行部の答弁から午後から入りたいと思いますが、それでよろしいですか。

それでは昼食休憩に入ります。13時再開とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、8番今野 章議員の質疑に対する答弁から入ります。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 第17条(1)要介護者状態を程度を増加させたと認められるということで、誰が判断するかということでございましたが、これは担当しているケアマネジャーが判断することとなります。ケアマネジャーが利用計画を立てるわけですが、利用計画に従わずにいる要支援者に対しまして訪問し、その旨地域包括支援センターに通知をしていきます。地域包括支援センターは、ここでいう指定介護予防支援事業者になっておりますので、そこから町に通知が来ることになります。

町ではこの通知を受けましたら地域ケア会議などを開きましてその利用者に対して再度確認をしながら新しい計画を立てるなど利用者がそれ以上悪化しない状況、ケアプランの作成とかを再度構築していくことになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ここで言っているのは計画に従わない利用者のケースを言っているわけ

ね。いろいろな、先ほども申し上げたように今度は要支援の人たちは給付の外に出されるわけだけれども、そういう人たちの要介護度が、状態が悪化するということになった場合、計画に従ってやってもそうなるという場合もあるわけでしょう。先ほどのお話だと地域の人たちの支援を受けてとか、そういう場合もあるわけだね。そうやって要支援者が介護の援助を受けながら日常生活をするというケースもあると思うんですけれども、その場合計画に従っていても機能が低下していくとか、そういうことによって悪化するというケースもあると思うんだけど、そういうケースについては町では集計しないのかするの。その辺はどうなんでしょう。条例にはそういうこと書いていないので、当然そういうケースも集計していく必要があるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域の人たちにお手伝いいただく部分は、今までの訪問介護の部分と通所に行っていた部分になってきますので、そこでの悪化ということでもよろしいですね。

そうなってくれば地域の見守りとかが出てきますので、その辺では地域包括支援センターとかが見守りだったりとかそういうことで入っていきますので、状態の悪化というあたりはつかめていくのかなと思います。

集計につきましては今のところ整備されつつあるところですので、そこまではまだ考えておりませんでした。今後必要なことだとは思いますが、その辺も見きわめながらやっていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 結局、給付の外に今言った訪問介護、通所介護の部分が出されるわけでしょう。そうしますと地域のボランティアなんかにも支えてもらうということが入ってくると。いわば専門家じゃない人たちが今まで専門家で見られていた人の介護支援をするようになるわけですね。そうすると、専門家じゃないからどうしても適切な対応ができないケースだってあり得ると思うんですよ。

その場合に一生懸命訪問介護、通所介護をやっていた、やる人たちかな、その人たちの中にも状態を悪化するケースが出てこざるを得ないんじゃないかなと思うものですから、そういうケースもきちんと把握しておかないといけないのではないかなと思ったわけで、ぜひその辺の把握もしながらきちんと松島町内においての高齢者の介護支援の部分が支えられるように、そういう調査といいますか、数字もきちんと押さえながらなぜそうなるのかということも、原

因究明にも役立つようにやっていただきたいと思った次第でございます。

それから、最後ですけれども、24条ですか、秘密の保持ということがあるんですけども、これは罰則規定とか特に条例上はないように見受けるんですが、この辺の秘密の保持を担保するというについては何か特別な措置ということがあるんでしょうか。事業所内の何ていうんでしょうか、約束という程度に終わるのか。それ以上にもう少し強制力の持った担保というものがあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今のところ、指定介護予防支援事業者というのは松島町の地域包括支援センターだけの指定になっております。直営でやっておりますので、今のところは公務員等の守秘義務のところ担保されてきているのはありますが、今後これを民間のところ委託となればもう少しこのところを整備していく必要があるのかなとは考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわからないんですが、松島町直営でやっているということもあるんでしょうけれども、指定介護予防事業所のことですよ、これ。だから、包括支援センターとは限らないわけでしょう。いろんなところにケアマネジャーさんっていて、そういう人たちの業務のことを言っているのではないかと思うので、包括支援センターではなくて一般的な事業所の中にもケアマネジャーさんがいて、そういう人たちの秘密の保持ということにもかかわっているのかなと思って質問しているんですが、今のお答えだと包括支援センター、そこだけなんですか、そうすると、ここで規定しているのはそのところはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 土井健康長寿課主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 確かにこの条例で指定介護予防支援事業所と言っているものは松島町ですと地域包括支援センターだけをいうものであって、あくまでもケアマネジャーさんのいる居宅介護支援事業所には委託として包括からお願いしているということだけであって、あくまでもここは地域包括支援センターのことをうたっている条例であります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 地域包括支援センターというのは次のやつでもまた決まって出てくるんですが、だとすれば地域包括支援センターと最初から言えばいいような気もするし、条例で指定介護予防支援事業者ということでやっている、これは基本的には一番最初に言いました

ようにケアマネジメントすることができる事業者のことを言っているのではないんですか。

松島町では地域包括支援センターももちろんあるし、予防介護だからこれは地域包括支援センターだけということになるのか。一般的な居宅介護支援事業者ということでは、完全に区別しているという中身なのか。ちょっと私もごちゃごちゃなるんだけど、法律がしょっちゅう変わるし、ごちゃごちゃになるんですけれども、その辺がよくわからないんです。

そうすると、松島町は包括支援センターなんだと、これは、そう読みかえてもいいということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 土井主幹、もう一度。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 確かに、読んでいくうちに戸惑うところがございますが、松島町としましては地域包括支援センターを指しております。

指定という言葉がついておりますので、町が地域包括支援センターを指定していますよというところで指定という文字が生きてきます。そのほかのケアマネジャーがいるような事業所は居宅介護支援事業所とか介護予防の委託はしておりますが、居宅介護支援事業所と呼ばれる事業所になります。そちらの権限などは県が条例で示しております、あくまでも介護予防に関しては町の条例において示すことになりましたのが、この3次、地方分権による条例制定になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわからないんだけど、そうすると指定介護予防支援事業者は松島町では町の地域包括支援センター以外できないものなんですか。できるんでしょう。指定する気はないということなのか。今後とも引き続き指定する事業所は出てこないということなんですか。現状が1カ所だというのはわかりますよ。町の地域包括支援センターしか現状はないというのはわかりますが、それ以外に松島町にはもう出てこないということなのかどうか。

○議長（櫻井公一君） じゃあ今後のことを踏まえて答弁。土井主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 指定はあくまでも今のところは地域包括支援センターではございますが、今後地域包括支援センター自体を民間事業所などに委託することも可能となっております。そちらの検討は今後行っていくというところで、地域包括支援センター自体が中学校区を1つとして考えておるセンターになっておりますので、松島町としては今のところ1カ所ということで考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今のところそう考えているのはわかるんだけど、今後ともそれはずっとそのまま、次の議案ですけれども、中学校区1つというのは。ずっと今後ともそれでいくと、町の手から放して民間の事業者に包括支援センターを例えば松島町の南部地域と北部地域に分けてやりますよということはないのかというのが1つ。

もし、分けて民間にも委託する場合がある場合には、秘密の保持というのは今現在は1つで地方公務員の関係で秘密の保持はできますよと言っているんだけど、民間に委託したときの秘密の保持の担保はどうするんですかということも出てくると思うので、今ここで条例をつくっているわけだから、そういうケースも想定した中身にしておかなきゃいけないんでないかと思って聞いているわけですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 秘密の保持で担保として、例えば罰則とかいろんなペナルティーということもあろうかと思えますけれども、今のところ町の条例ですけれども、あくまでも国で示した条例をもとに県の指導をいただいてペナルティーというのは今回設けないということです。

これは先ほどたまたま松島町が直営で公務員ということですが、いずれは民間という可能性もありますから、その場合というものも想定して今現在ではなくて今後も考えられるということでこういう形で秘密の保持でなっているということです。

じゃあ、松島町として今のままかということは、数年前から担当課には町直営がいいんですかと、近隣市町村でもやっているところと直営とあるのでそれはいろいろと検討はしております。ただ、ここ1、2年は難しいのかなと。じゃあ何が難しいのかということで問いかけはしております。いずれは手を離れて、離れてというか民間も参入というか入る可能性は大いにあると。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私は民間を入れろと言っているのではないですよ。町が直営でやれるなら地域包括支援センターそのものを2つに分けても直営で2つともやったらいいだろうと思うんですが、もしそういう民間に委託するという場合には秘密の保持の部分である程度担保できるような条文にしておかないとうまくないだろうかと、こんなふうに思ったんです。

これは法律上、介護保険法上でも秘密の保持にかかわる部分での規定はこの程度の法律上の規定になっているんですかね。もう少し厳しいものとかないんでしょうか。その辺はおわか

りになりませんか。いいです。法律のことまで言ったからいいです。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってください。土井主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 特に罰則規定につきましては確認はしておりません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。大体終わりなんですけれども、もう1回最初に、大分昼休みもしたし落ちついてきたかと思うので、もう1回最初に戻りますけれども、やはり今度のいただいた資料にも載っている地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、そのほか先ほどから2つほど法律と省令と申し上げてそのことによって松島町の介護保険のありようはどう変わるんだということを一番最初にお聞きしたわけですが、基本的に何も変わらないと、そういうお話だったのかなと思うんですが、今こうやって質疑をしている最中で、言ってみれば要支援の方々については通所介護、訪問介護などの部分で保険給付から外れていきますというお話があったわけですね。私もそういうお話をしましたけれども。そういったこと以外に、さらにこの制度がどんなふうになるのかということについてわかる部分があれば教えていただければと思います。

いろいろ質疑していて本当は議案に反対するつもりはなかったんだけど、何となく全体的な話も含めてどう変わるのと聞いたときに変わらないと言われると、こういう条例をつくるのは何かが変わるからつくっているわけで、変わっていく姿が見えるような答弁にぜひしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 変わらないというのはすぐにはここ1、2年では変わらないということで、10年先を見越してということでここ3年間頑張っていきたいとは考えております。

やはり、外されたという言い方をすると語弊があるかもしれませんが、通所介護とか訪問介護から外れた方たちには身近な方々のお力をおかりしてということになってくると思うんですけれども、今まで困っていたことが制度を使わなきゃならない時間がかかっていた部分とかがあると思うんです。認定を受けるまでの約1カ月間。その間は何もサービスが使えなかったというのがあります。それが今度は申請に来て要支援だったりとか、そこからちょっと外れますねとなった方には、必要だとこちらができることというサービスをすぐにお知らせして使えるようになるのかなと考えています。ごみ出しだったりとか先ほども申し上げまし

たけれども、本当はヘルパーさんが来てというのもなかなか難しいところですが、ご近所のお力をおかりしてとか、近所の、何ていうんでしょうか、持ちつ持たれつというんでしょうか。住民の方々の意識を改革しながらそういうことができ住みやすい町になっていけばいいなどは考えています。

ただ、すぐに、今まであそこに住んでいる人は誰なのとか、あそこにどういう人が引っ越してきたのとかわからない状態が長く続いていると思うんです。高城とかそういうところで住宅が密集しているところはすぐにでもお手伝いできる人たちが確保できると思うんですけれども、地域のつながりというあたりをもう1回町全体として考えていけたらなと思っています。

介護訪問だけでできることというのはすごく限られてきていますので、社会教育だとかいろいろなところの団体のお力をおかりしていければなと思っています。すぐ支援、今支援を受けている人が外されるわけでもなくサービス使えますし、地域の力がないところは今までどおりのサービスも使えるようにということで特例みたいなものもありますので、そこは地域包括支援センターも地域の人顔が見える状態でするので、困らないようにだけはしていきたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あとやめますけれども、外した外されたという関係のお話だったんですが、やはり今まで介護保険制度の中で見られていたものが今度は制度の外に出されるわけですから、それはやはり外したということになると私は思うのね。

なぜそういうふうに制度の外に出すのかと。それは保険財政が逼迫するからだということも簡単に言われるわけですよ。保険財政が厳しいのはどうしてなんだと、こうなってくると思うのね。高齢者が多くなるからなのか。それだけなのか。だけど、それに見合うように消費税の値上げをやったり財源の確保策というのは国もやっているわけですよ。それでもなおかつこうやって保険の外に追い出しをしていく。そして地域に助けを求めていくとなっているわけね。

地域で助け合うこと自体私は悪いことだとは思いませんけれども、介護保険そのものが設立できた当初、創設された当初、高齢者は本当に社会の中で安心して生きていけるような制度にするんだと言って制度をつくってきたにもかかわらず、今こういう状況にしているというのは非常に問題があると思うし、やはりこういう国を支えてきた高齢者の方々が安心して暮らせる社会、これを保障するのは本来国の最も大きな仕事だと思うし、地方自治体としての仕

事だと思うんですよ。そこのところを責任を投げ出して自助、共助、公助って言っていたわけでしょう。今度は公助をすっかり削ったわけですよ、法律の中からも。自助と共助にしまったわけね。公助は投げ捨てた。国はそんなこと面倒見ませんよというのがこれからの、法律の名前は忘れましたが、プログラム法というのをつくってこれから10年だか20年だかわからないけれどもかけて、社会保障はどんどん削っていきますよという法律をつくって先ほどから言っている3つの法律もつくって、いわゆる公助というものをなくしていく、それを推し進めているわけでしょう。それが今回の議案の10号だとか12号だとかその他の介護保険の関係に関する条例制定の意味になってきているわけですよ。

そういう点で私は変わらないのではなくて変えるためにこの条例が出てきているわけで、その辺をやはり地域住民、町民の立場に立ってこの条例は一体何を意味しているのかということをしっかり町としても考えて、法律ができているんだからやらざるを得ないと思います。だけど、やるにしても住民にとってどういうものになるのかということをしっかり押さえながら進めるという姿勢が大事ではないかと思ったから今度はどう変わるんですかと聞いたわけです。

変わらないという答弁されると、それは違うでしょうとこうなるわけで、この議案には反対はしませんけれども、後でまとめてさせていただきますから、そういうものではないかと私は思うんです。そういう点ではぜひそういう住民の目線というか、住民の立場で法律が変わったり条例を変えたりしなくちゃならないというときはまず物事を考えていただいて、その上で法律ができたのでこうつくらざるを得なかったという話にぜひしてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 何か総括みたいだね。答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） そうですね。おっしゃる意図は大分よくわかるわけでございますけれども、社会もだんだん変わってきて高齢者が多くなっていく。そういう中で介護保険がどうなんだ。ざっくり言ってしまうと、高齢者がふえて介護保険の仕組みというのも変わらなくちゃならないよと。そのときに、今回出たような自主性、地方の自立とかいう名前はやめていただきたいと私は思うんです。

ただ、我々としてはそういう中でもできるだけこれまでのサービスの内容が落ちないように、状況変わらないで落ちないだけでなく、状況悪くなる中でも落ちないように努力していきたいと思っているということをまずご理解いただきたいと思ひますし、またこれは今野議員もおっしゃるように国の法律が変わることでの自治体に条例としておりてくるというか、これも

ちょっといかがかなと思う部分もあるわけですが、そういう枠組みの中で我々はやらなければいかんということですので、それは踏まえてこれからのサービス事業を努力していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにあれば受けます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。今ずっと今野議員さんのお話をお聞きしていたんですけども、第10号、この附則につけていただいた官報、この条例の制定の後ろにある細かい文字のところのどの部分の法律に基づいて条例の改定なされたのか教えてもらえますか。それだけ確認させていただければありがたいです。

○議長（櫻井公一君） この10号の案件は官報の何ページあたりに書いてあるんですかと。土井主幹。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 今回の10号議案につきましては、資料として添付してあります官報法律第44号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。こちらの部分で介護保険法の一部改正というところで、25ページって言うていいんですかね。官報で26年度6月（「16ページと4ページと28ページだ」の声あり）平成25年6月14日官報の法律第44号と、平成26年6月25日4ページの地域……。

○議長（櫻井公一君） この資料今4ページとか何とかというのは、右上のところのナンバリングで4ページとなっていますが、そこで黒線、アンダーライン引いてほしいな。

○健康長寿課主幹（土井敬子君） 済みません。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律で、第3次一括法というところ。24ページ下段です。介護保険法の一部改正第36条の中……24ページ、25ページ、26ページでその中でうたっております。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） ですから、参考までに今まで議論を聞いていてもとなる法律がどこのかと聞いているので、例えば次のやつなんかは出ているんですよ。これによって市町村の名前を使ってやれと、そのままそっくり条文を落とし込めばいいとなっているので、だからこの条例については同じようなものがあるのかなと思って探しているんですけども、見つけられなかったのどの条文をもとにこの条例をつくられたのか。

そっちもちょっと調べてみたいと思ったのでお聞きしているわけです。だから、指摘してください。官報何ページの第何条によってやったのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 資料官報、資料のところは16と書いてありますね。次のところめくっ

ていただいて24ページになっていますよね。その下に介護保険第36条介護保険法の一部改正ということで、ここから左に行きます。そして次の25ページ、これがずっと行きます。例えば真ん中あたりにいろいろ書いてあります。36条がここの24ページ全部と次のページめくっていただいて26ページの37条の手前まで、これが要するに介護保険法がこれで直って、あと政令とかいろいろ直ってということです。ですから、36条がずっと行きますから、要するに36条が介護保険、今回関係する次々と。37条になれば農業の組合とか、そういう関係の改正ということになります。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。（「はい、わかりました」の声あり）ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第10号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第11号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番です。私からはこの条例の第4条の項目についてお尋ねさせていただきます。

まず、ここに3職種、保健師さん、社会福祉士さん、そして主任介護支援専門員ということで現在の松島の状況をお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 松島の地域包括支援センターの職種につきましてはこのとおりとなっております保健師が1名、社会福祉士が1名。主任ケアマネジャ

一が1名となっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 私自身担当課にお邪魔してお聞かせ願えればいい話かもしれませんが、要はどこ自治体もなんですけれども、こういった専門職の方々が結構退職年齢に近づいてきてとかあるいはそういった公的機関に入所したばかりとか、そういうことがあって経験不足があったりとか、いろいろするわけですが、こういう職種の方々はすぐ、右から左と言ったら誤解がありましようけれども、資格をすぐ取得できるものではなくてある程度経験年数とかあるいは継続性の担保ためには人事権というか人事裁量が常に求められるケースがありますから、そういったところが、町としてどのように描かれているのかお尋ねしておきたいと思います。要は現在現行おられる方が間もなく退職する場合、その補充等描かれているのかも踏まえてですけれども、そういったところをお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 4条（1）の保健師さんは十分正職員でいるということです。社会福祉士は大学ある程度の大学を出れば資格を得るということでそれは役場の中にも私知る限り5名はいます。ただ、実際ここに従事している方は2人で異動をかけているということです。ただ、確かに社会福祉士、今後年齢とかいろいろな事情で複数いたほうがいいということで大学卒業もいいですけれども、ある程度実務経験を積んで役場で条件として採用条件の中で社会福祉士でそれに準じた仕事をした人を採用するかというのも今町民福祉課と健康長寿課にそういうのも必要かどうか検討するというところで言っております。

これはなぜかというところ以外にも福祉の関係で、障害とかそういう関係でもいろいろ変わってきているのでこういう有資格者が必要ということで、そういうのも検討しています。

（3）の方は今のところ臨時職員で対応しているという状況です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） こういった有資格者、当然責任を伴ってということと、先ほど来今野議員さんが質問等やっておられて地域の見守りも含めてですけれども、保健師さんが多分巡回したりなんだりして調査も含まれてやっておられるんだろうと思いますけれども、定期的な異動も想定に入れながらやはり経験則を踏まえていただいてこの地域包括ケア体制を維持していただかないと、松島としてのそういった福祉サービス関係が担保できない。住民サイドから見れば不安に駆られないような体制が望まれるということですので、その辺ひとつお願いしたいということでもあります。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第12号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） お尋ねいたします。

今度白萩の集会施設、避難所となるわけであります。そういうことでお尋ねしたいんですけども、あそこ、町の土地だったのかなど。他地ではなかったのかなど。どっちかなど。私松島町の土地ではないよということをお聞きしたことがあるんですけども、借りていたということなんですけれども、この避難所になるに際して、もしそういうことであれば松島町の土地であるべきでないかなと思うんですけども、現在どうなっているんでしょうか、所有者は。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町の土地です。これは区画整理事業で白萩会館がありましたけれども、もともと町の土地です。区画整理事業とかであそこ白萩とか夕陽が丘、次々やってきましたよね、華園とか。そのときに区画整理事業で土地とか担保して町の所有です。もともと。町でないのは磯崎保育所と磯崎区民会館のところは区民会館そのものも町ではないですけども、集会所として、ここは町になっております。（「白萩の集会所だよ、今の」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってくださいね。（「訂正します」の声あり）熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今度つくった白萩の集会所につきましては、磯崎の会ので町の土地でございません。磯崎の地区の土地であります。今回はその土地につきましては復興交付金事業で手当てがきいております。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待って。町で買ったの。買ったら買ったってはっきり言って。熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 町以外の土地でこの避難所建設する際に土地は取得させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、つい最近の話ですね。避難所について。いつ買ったんですか。いつ契約したんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 済みません、日にちまではあれですけども、平成26年度12月までに買わせていただきました。ここは地区の地権者ですので、約80名ほどの地権者がおりましたけれども、一括して代表者の方で日にちまではちょっと済みません、たしか10月かそのころだったと思います。日にちについては申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで私、書いていたしかそういうふうに、松島町のでないなど思いながら、いいの、いいの。そういうときはせっかくのあれだから、今回は当然町のものにすべきだと、復興交付金の中で使うわけだから、そういうことで今質問したわけでありました。わかりました。

じゃあ、これは議決案件ではないと、私たち、この条例、制定されるために説明の段階で今の話を課長からしてほしかった。何人かは知っていると思うんですよ。民間の土地だったと。今回このような状況で町の所有になりましたよと、そういう中で12月時点の12月議会でも何でもそういう機会がなかったと思うんですけども、この条例を制定するに当たって集会所、こういう報告は議決事件でないかもしれないけれども、そういう報告はしてほしかったと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） たしか、

工事の議決のとき、この土地の取得については面積で5,000平方メートルでしたか、該当しませんので、議決案件にはなりません、まず。ただ、工事は議決案件になりましたので、皆さんの議決はいただきました。そのときにこの土地の取得の経過について、たしかそう言われれば説明しなかったかなと。ただ、そのときに言われた記憶ではこの土地ではなく隣の土地についてはお話があったということはありません。そのときに、この土地の取得経緯は説明しておけばよかったのかなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ちなみに、私こうやって条例のやつあるんですけども、何で議決事件にならないのか。条例ちゃんとあるので、私これ見てあらそうだったのかということがあるんですけども、もう1回これ見て、何であの土地が議決事件にならないのか、条件ですね、条例は改めてどうなっているのか、皆さんにお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、私の勘違いで申しわけございませんでした。普通、区画整理とかであれば区画整理事業で公園とか会館とかやって、そのまま町の土地に変わったのかなという勘違いがありました。華園は変わっていますけれども。

議会の議決案件は、多分色川議員が持っている土地の場合は金額でなくて平方メートルでなっていますから、何億円でも何十億円でも平方メートルで内数であれば議会の議決にならないということで予算にのける段階で土地の購入ありますから、そこで話をするということであって、あえて土地を買うときここは買うということでは説明はしていなくて補正予算の段階で全体の中で説明しているということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私もこの松島町の土地になったということ。それであの建物が建ったということで、当然しかるべき措置をしながらやっていただいたということでもあります、わかりました。

関連なので、もう一つお聞きします。ひっくり返しますと3カ所、今回は白萩、帰命院、手樽防災センターとなるわけでありまして。今度手樽についてお伺い、関連なのでお尋ねいたしますけれども、今度は地域交流センターありますよね。今皆さん集会で使っていますよね。今度は手樽に防災センターができる。2つできる。そうすると、地域性、人口の密度からいろいろな会議を使うのがこの間議会でも議論になりましたけれども、防災センターのほうが利用価値が高い、利用頻度が高くなるんでないかと。そうすると今までの地域交流セン

ターがなかなか利用しにくい、施設の中に入ってくるのではないかなと思うんです。そうすると、だんだん維持費もかかる。そういうことになってあの建物を何とか別な用途に考えていかなければならないときではないかと思うんです。そういう中で、町はあの土地、あの建物をどのように今後生かしていくか、こういうお考えありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今、交流センターのほうなんですけれども、文化財でこれから10年先を見据えた中での文化財の活用の仕方ということで観光にも生かしていきましょう、地域のコミュニティーにも生かしていきましょうということで分館の皆さん方にも協力をもらいながら瑞巖寺と観瀾亭の博物館にあった遺物なんかも全てあそこに収納して今整理を大学の協力をいただいてやっております。そういったデータをもとに、これからはタブレットなんかでも情報発信していきながら松島の文化財をもっといろんな人たちにも知っていただく、特に町民の皆さんにもっと知っていただく、という拠点としてこれから考えていきたいということに関しましては教育委員会も含めて町長にはお話を outs させていただいているところでございます。

今後、そういった活用、もう1つは今学び支援の拠点にしておりまして不登校の子供の重要な拠点として今位置づけていますので、今後もそういった使い方は継続していきたいなと思っておりますので、地域の皆さん方は例えば利用が減ったとしてもそういった利用の方法で、教育という拠点に立って十分な位置づけをもってあの施設は利用していきたいなと今考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長があそこのところを文化財と相談しながらコミュニティー、瑞巖寺、貴重品をああいうところにしていただく、考えている、または学び支援、教育の施設ということ。そういうふうにして瑞巖寺、観瀾亭の貴重品を預かるのはいいでしょう。しかしそこまで、あそこまで行く人が果たして何人いるかということなんですよ。せっかくそういうものがあるのが、何あそこまで行くというのは非常に、広報も努めなきゃない、大変な状況になる。学び支援はいいと思います。そういうことで。

私はこれ、前に今のフットボールセンター、手樽のあそこのところを育英から松島町に移管するときあそこは今度松島町がサッカー場をうんときれいにする。あそこの2面、そして松島町が売っていきますよというとき、あそこの第三小をこれから合宿所から何からいっぱい来るわけです。メッカになりますよ。メッカですよ。そういうことで。あそこをそういう施

設、子供たちの合宿所、そういうことに考えられたらどうですかって私質問したことあるんです。その前に駐車場も足りないからあそこのフットボールセンター入り口の田んぼ、いろいろ制約あると思うけれども、あそこの全部買って、できたら、あそこに駐車場設けたらどうか。そういう話、私1回やったことがあります。

そういう中で、今こういう課長がおっしゃったそういうこともいいでしょう。しかし、安く、一番近く、便利で体育館もある。そういうところに合宿所みたいな施設をつくって非常に有効にますます子供たちが学生たちが松島町に、そういう施設を利用する機会がふえるのでないか。一般のホテルをやれば高くなるわけですよ。1日1泊1万円とか1万5,000円とか。そうかかるわけですから、その辺のことも含めてこれは関連で聞いているので、1つですね。ご検討いただきたいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 余り深く入らないように（「一般質問みたいになるからね」の声あり）関連でありますので、今の考えだけであとは進めたいと思います。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 1つだけ訂正させてください。文化財と言っているのは今瑞巖寺とか観瀾亭の遺物を調査しているということで調査をする場所として三小を使っている、交流センターを使っているということです。今議員さんからいただいた宿泊機能を持った施設どうなんだということに関しましては、教育委員の中でしっかりとmondていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） いいです。次、何かありますか。次、質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 済みません、ぼやっとしていまして。

6条の使用許可のところちょっとお聞きしたいんですけれども、使用する場合、6条1項ですね、とりあえず使用する者はあらかじめ町長の許可を受けなければならないとありますが、緊急の場合も許可を取らなければならないのかということなんです。

今までもいろんな災害があったときに自主的に避難したいんですけども、鍵はどこにあるのかとかいろいろ議会報告会なんかで聞かれたことがありまして、いろんな災害がありますけれども、緊急に避難したい、自主的に避難したいというときに連絡とれるかとれないかわからない状況の中でやはり許可は必要とするんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、ここでこの条例は避難施設の条例になります。それで、たまたまほかの白萩の集会所を除け

ば6月に出てきて今の予定でいくと指定管理者制度でいくと。この指定管理者に行く段階で話ししているのが今言われたことなんです。避難したいときにどんなふうにしてやるかということで今までは集会施設の鍵の保有というのは1人とか限られた方でありました。ここを今話ししている中でそういう緊急時、あと町から問い合わせがあってすぐ避難したいときのための対応で複数の方でここをという話をしています。

今後、まず1つ目、指定管理者としては複数的な管理の仕方では避難的な対応がしていければなど。今後の話し合いになる。話は出しておりますが。

もう1つは、ここで言うと白萩避難所につきましてはまだ指定管理に指定できないところがありますので、直営という形になります。ここについては町に、そういう場合でも町で直接あける形、指定管理まだできませんので、直接町に問い合わせとかなんとかあったら町で走って行ってあける、避難していただくという形の対応になるのかと思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりましたけれども。私が聞いているのは、自主的に避難したいんだよと、だけれども電話をする間も何もないんだけれども、とにかく逃げたいんだといったときに避難施設なんだからそこに誰に頼めばあけてもらうのということがああるわけでしょう。そういうときの状況のときにどうすべきなんですかということを知っているわけ。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 正直言って、さあ具体的にどうなのかなと。鍵閉まって避難施設として鍵を何人か持っていて、個人の方そこに、そこという、限定してそこに避難したいということで鍵を誰が持っているかということを知っていれば対応可能なのかなと今一瞬思いました。これから地域の方で今後避難施設としてこれからお願いしていく中でそれはきちっとしていきたいなど。ただ、避難施設がどこかわからなくて誰が鍵を持っているかわからないときの対応は、そういう方は役場でも連絡いただければなと思います。ただ、地域としての避難としてはそこまで入っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。今回この条例に関してそう思ったので聞きました。町内に幾つもの避難所がありますけれども、そういう町民の心配していることがありますので、管理者なり町なりがきちっとそういうものに対応できるように、今後規則の中でとかということになるんだと思いますけれども、そこはしっかりと対応できるようにお願いしたいと思

ます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第12号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号 松島町行政手続条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第13号松島町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第13号松島町行政手続条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第14号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論

を終わります。

これより、議案14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第14号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を14時15分といたします。

午後2時01分 休 憩

午後2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第11 議案第15号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第15号語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっとお尋ねいたします。この外国人の、今来ておりますけれども、旅費規程に関するということで一時帰国するときは当然就任するとき、お帰りになるときの規定です。どうしても一時帰国しなくちゃいけない場合、それは自前なのか。または面倒、どうしても帰らざるを得ない、そういうときはどうなるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） その場合は自前であります。出張とかなんかというのはまた別なことでありますけれども、こういうときは自前、実費であります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） プロ野球選手だと、よく契約条項の中で一時帰国認められるということもあるので、これは今ジョークなんですけれども。

それからもう1つ。実費を超えない範囲ということですね。そうすると、今正規の日本航空、仮にJALとかANA、それから格安航空券、いろいろありますよね。そういう場合の航空券、チケットで精算するのか。金額ですよ。金額をどのようにして出すのか。判断ですね。JALにするのか。格安航空券でするのか。その申請、申告、領収書、どのような確認をするわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 例えば帰国にします。帰るときにしますが、帰るときに今言った飛行機何を使うかどういうルートで帰るか。その辺をちゃんと見積もるといったらおかしいですね。こういう系統でこれだけかかります。費用もこれだけかかりますというものを出していただいで負担となります。

（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 質問が重なるんですけども、契約期間というのが多分あると思うんです。それが終了して同じ人物をまた再任するということもあると思います。そのときは本人が希望すれば一時帰国の経費というのは、支出することは可能なのかなのか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 結論を先に、継続、1年を2年になりましたよ、真ん中で一時帰国したいねと。なりません。来るときと帰るときだけであります。1年間で、来るとき、帰るときは必要な費用出しますが、これをもう1年延長します、そうした場合にその帰るときだけの費用についてお支払いする。

途中で、先ほどと重なりますけれども、一時帰国するというときの費用については見ないという内容になります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 優秀だからそういう人が再度そういう形で契約が更新されると思うんです。やはり、この場合1回切れるという認識があってもいいのかなと。そういう場合は遠く異国にいるんですから、1回帰りたいなと思うところもあるのかなと思うんです。そういうところの費用もあってもいいのではないのか。期間が延びたのだったら、その人を新たに雇って帰国する費用、また呼ぶ費用というのがどうしてもかかるわけですから、そういうのを考えれば期間が1年ですよ、最初に契約が決まっているならばそこで1回そこは精算をし、

またそういうのがあってもいいのではないかとこのころあるんですが、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 一応、これまでは赴任するときと帰るときの旅費について今回初めて計上させていただくわけですが、今2年継続するか3年継続とあるかもしれませんが、そういうことではなく、まず来るときと帰るとき、1年1年の更新でその分の費用を今回条例で基本的に考えさせていただきます。

これは2年になった場合であっても今の段階では来るときと帰るときだけ。確かに、途中で帰るのにという気持ちはわかるわけでありましてけれども、今の考え方としては来るときと帰るときだけという考え方で条例を提案させていただいております。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第15号語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第16号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第16号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。
-

日程第13 議案第17号 松島町運動広場設置条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 議案第17号松島町運動広場設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

- 11番（菅野良雄君） 説明聞いたけれどもわからなかったのですね。誰もいないようなので、ここで1回ぐらいはいいのかなと聞くんですが、今まで今回大分多くの条例が提案されて議論されてきたんですが、その中に審議の中で大事なところはやはり条例に入れてほしいなという意見もありました。しかし、全部読んでみると施行に関してはあとは条例から規則に委任するよということがあって、定められておまして、規則で定めるとかそういう形になっているんです。ただ、10号では町長が定める。11号では町長が別に定めると。12号では規則の委任としてしっかりとうたっておまして、ただ規則で定めるという形で。17号では、これでは教育委員会で定めるとなっておりまして誰が定めるかは書かっていないと。この次の18号では教育委員会の定めではなく、何て言うんですか、ただ規則で定めると規定されているんですけれども、条例は議会で議論できるんですが、規則はやはりできないんですね。

ですので、これはきちんと精査しておくべきものであるなという思いがしましたので、今後条例制定や改正に当たってその辺のことをきちんと考慮していただいて、なるべく議会が参加できるような条例にしていきたいということを申し上げておきたいと思っておりますし、規則に対して委任するのであればきちんと委任という形にして、誰が規則をつくるとか、ほかのものではただ雑則と書いて規則で定めると、誰が定めるか、何に定めるのかはっきりしない条例がほかにもあったように思いますので、その辺は統一するべきだなと思いました。この件に関してお答えいただければと思います。

- 議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

- 総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 答えになるかどうかもあるわけですが、規則に定めるの表現は文言の整理だと思います。これはちょっとうちの法令担当とか、そういうので調整をさせていただき、取り扱い上どうなのか。逆に言うと今の表現でも何も問題はないのか。それとも問題ないとすれば統一した表

現も逆にいいんでないとか。いろいろな表現の仕方が出てくるのかなという気もします。そういうこともありますので、これは法令のほうと調整というか検討させていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 議会の関与は。議会の関与といったやつ。（「いいです。いいです」の声あり）菅野議員。

○11番（菅野良雄君） できるだけ、違反はしていないと思います。そうして定めてきたんですから、ただもっとわかりやすいように整理したほうが良いと思ったので聞きました。

さっき、何のかわれましたけれども、教育委員会規則というので例規集で見たらそういう規則がなかったもので、そしたら教育課長は教育委員会で決めたいろんな規則が15だけあるのが全部規則ですと答えられると、何の規則ですかと聞いたときに、15です、25ですと言われたら、そういうのでは我々もなかなか調査したり勉強したりするときにスムーズにできないのでそれをきちんとしたほうが良いなと思いましたので違反とにならないよう中できちんとしてほしいということを申し上げたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、この本題の設置条例については何かございますか。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫議員） 本条の一部改正の中で、字句の訂正が行われてはいますが、その辺についてお伺いしたいと思います。別表1にグラウンド使用料とあるわけでございまして一番目にグラウンドがグラウンド、それから町内の者が町民、3番目に町外の者がそのまま町外の者ですね。これは改定になっております。

1のグラウンドにつきましては正確な発音というか表記にグラウンドとしたと。次に、2番目は町内の者を町民としておりますけれども、まず町民とした意味をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 町民という文言ですけれども、他の条例等の使用料等においても町民という表記をしていますので、その整合性をとってこちらでも改正したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫議員） わかりました。3番目の町外の者とありますが、これはかわらずそのまま使っているわけですけれども、せっかく他町村から利用してくれますので、ここで多少丁寧な歓迎の意味を込めまして別な呼称があってもよろしいのではないかなと私自身思うわ

けですけれども、これについては他のほかの条例とこれとあわせてということでございますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この辺についても他の条例と整合性をとった内容での確認になるんですけれども、今の澁谷議員さんのご指摘については例えばその利用施設のパフレットなんかを作成する際にはこの辺の表現はおもてなしの心を入れて表現したいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第17号松島町運動広場設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第18号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回、児童館、それから今の運動広場、それからアトレ・る、あそこの文化観光交流館、指定管理者に移行するよという文言が非常に多く出てきております。そういう中で海洋センターなんですけれども、補助あるいは全額B & Gが別な用途でつくられているということでありまして、その指定管理者にはそぐわないのかもしれないんですけれども、海洋センターについてはいつになったら、全く松島町がやっておりますけれども、指定管理者は全く全国どこでもやっていないということでしょうか。そういう移行に、それはできないんでしょうか、法律的に。教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 海洋センターの施設ですけれども、既に指定管理者を導入している自治体はございます。松島町も今後検討はしていかなくてないんですけれども、今回児童館ができるということで今福祉と連携をとってしまして児童館を中心として屋根つきの運動場とか海洋センターの体育館、こういったものももし利用の中であいているのであれば、児童館の子供たちもその中で運動なり何なりができるような総合的な育児教育を、育児保育もあわせてですけれども、その辺をうまく連携してやってみようじゃないかということでことし考えていますので、その辺の動き方を見ながら今後もし指定管理者が必要であれば町長部局と協議していきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひとも指定管理者にするべきということではなくて、どっち、今のほうがいいんだったらそのままいいと。指定管理者のほうがいいとなればいいと。そのように今後検討していただきたいと思って質問したんですけれども、今後十分に皆さんの体育協会とかあると思いますので、その辺を議論を深めて検討していただければいいのかなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第18号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 松島町保育所条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第19号松島町保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案の最後にまた資料をつけていただきまして、保育の必要性の認定に

関する事由ということで、ここに平成26年内閣府令第44号ということでの内容の表をつけていただいているんですが、本来であればこの中身で松島町で4月1日からどうするのかという中身をつけていただくのが筋ではないのかなと思うんです。国の基準がついてきましたので、4月1日から松島町で実施する内容をこの表に基づいて教えていただければと思います。

ホームページにも平成26年度のもので多分載っているのではそのまま行くんだろうとは思いますが、改めしてお聞きをしたいということと、ホームページを見るとまだ古い保育料表なんですね。ですから、この間全員協議会で新しい表ができたわけですので、本来であれば入所申し込みもしているわけでしょう。そういうものも更新していくということが大事ではなかったのかなと思いますので、その点についてお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 議案の後ろに保育の必要性の認定に関する事由ということで、これにつきましては、子ども・子育て支援施行規則の第1条に規定されたものを参考資料として挙げさせていただきました。この規則が発令されたことによりまして、松島町においては改めて松島町保育の必要性の認定に関する規則というものを定めさせていただきました。内容については、この中の入所要件を踏襲させていただきながらその基準を定めているところでございます。

それから、保育料の、この間の全協でも説明しました更新ですね、あとで回復させていただくようにいたしますのでよろしく願いいたします。（「もっと具体的に言ってくれて言っているの」の声あり）

○議長（櫻井公一君） この必要性の認定に関する資料の内容をちょっと言ってください。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） わかりました。（1）これは1月において48時間から64時間までの範囲内で市町村で定める時間という内容になっております。松島町におきましてはこの内容については時間は60時間。そして1日労働時間4時間以上であって15日以上というもので60時間というもので定めさせていただいているところでございます。

（2）から（9）の条件につきましては、この内容で全て保育の必要性の認定の基準というもので定めさせていただいておるところではございます。

一応、今回これが制定されたということは前の条例におきましては（7）ですね。ここに専修学校とか訓練、職業訓練というものを改めてここでうたわれているというところが今度の中身でこれが踏襲されていると。そしてあと、虐待という言葉が今回はっきりうたわれてい

ます。虐待である家庭は保育所で保護しなさいという内容になっております。このところが前の条例には一応なかったということでここを整理させていただいているというところになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。後で結構なので、この規則出してもらえますか。とっくにでき上がっているんでしょう。だから、本来であればその規則を、でき上がっているはずなのでここにつけて出すべきだったでしょう。ということなんです。3月だからね。ご父兄の皆さんはその中身を見て入所希望も出さなくちゃいけないわけだから、例えば今答え、このとおりだと言ったけれども、（2）に妊娠中であるかまたは出産後間もないことって言っているけれども、何か月だとか何週とかきちっと規定しているわけでしょう。その中身がちゃんとしたやつで松島町はこう決まったんだよというのを教えてくださいという質問だったんです。なかなか詳しいのが出てこないようなので、資料で出していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） では、その資料について課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この規則については定めておりますので、資料として提出させていただきます。

○議長（櫻井公一君） この資料については今定例会中に早々に出していただくように私からもお願いしておきます。

ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第19号松島町保育所条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第20号松島町集会施設の設置及び管理に関する条例の一

部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第20号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号 松島町介護保険条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第21号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私からは、現在ホームページ上で松島町の高齢者福祉計画並びに第6期介護保険事業計画のパブリックコメントを出しておられると。なぜに今の時期なのかというところをまずお尋ねしておきたいと思ひますし、この4月1日にはこの計画等をもって第6期をスタートさせようとする段階ですよね。そういった中であってなぜこの時期なのかというところをまずお尋ねしておきたいと思ひますが。

たしか、ごめんなさい、昨年5月中に業者には委託発注しておったかなと見ておったんですけども、そういったところの成果も含めて見ればなぜこの時期なのかということなのでお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 若干の作業のおくれがありましたのと、保険料を載せるか載せないかということがありまして、ほかのところだと保険料の算定まで載せていないうちに出しているところもあったんですけども、松島においてはある程度保険料もお示したほうがいいのかということもありまして保険料を決めてからというんでしょうか。載せております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 計画の町民へのある程度の公開をもって意見を集約したいということで上げておられながら、この時期で残りわずかになった時点でどう意見を本計画に反映させようとするのか。あるいは先ほど来から今野議員さんたちから質問出されていますが、今後10カ年を見据えてとか今後3カ年を見据えてとかいうことの意をもって、今回あえて介護保険の金額等基準額等の改正も含めて意見集約をしようとされるのか。その辺も踏まえて答弁いただきたいんですが。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） いろいろ考えてはおりましたが、まずもっては作業のおくれというのが1つございました。10年後を見据えてというところでの意見集約になるわけですが、きちっと今後の体制の整備を図るところのまとめるのに時間がかかりましたので、そのところでパブリックコメントを出すのにおくれてしまったのが現実でございました。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 質問しているのは町民の皆さんにこの時期に提示をしてその意見を酌み上げるということにしては、時間がおくれている云々という話だろうけれども、この中身を見て目次の最後のページ、資料編の中には委員会のいろんな詰めも含め、昨年たしか私、一般質問でもその捉えについては早目早目とスケジュールを組まれて当然ですけれども、少なからず2カ月くらい前にこういうものが出ていてそれでなおかつ基準額等の反映も入れ込んで出ていくなら、これは頑張っているなという評価にはなってくるんでしょうけれども。なおこの部分が残念ながら見えてこなかったということに、この後私も一般質問等予定していますから、その中で詳しく私の考え方も踏まえて今後の参考になればと思いますから、させてもらいたいとは思いますが、何分理解できないし、2週間やそこらで求めるというスタンス、去年12月議会でも言わせていただきましたが、どうも町の行政サービスのあり方に疑問を投げかけたいというところがありますから、少しだけこの辺やはり今後のためにも全職員の皆さん、通じるものが、あるんでしょう仕事をする上でいろいろ大変さもあるんでしょうけれども、もうちょっとスケジュール管理も徹底した対応をすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおりでございます、残り少ない中でパブリックコメント

を得てどれだけ反映されるのかということについては不十分なものにならざるを得ないのかなというところで自戒というか戒めを感じております。

これだけでなく、ほかのさまざまな計画等につきましてもパブリックコメントは必要なものでございますので、パブリックコメントを得た上でそれを計画の中に反映させるか。させないというのもあるので、検討の時間をしっかりとってするようにしたいと思っております。少なくとも、今回のものについては時間的にも相当限られているところはあるかもしれませんが、内容によりまして入れ込むものは入れる。もしくはそこで入っていないものについては今後の検討課題として次には必ず検討するというようにしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今いみじくも町長からパブリックコメント、やってかえって怒られているというか、どんな意見が出てくるのか、一方では楽しみといったら語弊がありますがけれども、貴重な意見をいただくことにはなるとは思います、いかんせん、町民の皆さんと見ておればおのずと、例えば介護保険料の基準額が4,300円から5,080円、780円ほど上がってしまうわけですね。細分化した収入部位でも細分化して出しているわけですが、そういう点も踏まえて見ればやはりこの部分というのは平成27年度以降とりわけ関心事の高い介護保険料の問題でしょうから、その辺も踏まればもうちょっと町長初め町の執行部、その辺監視の目も強めて少くくらくらく出されていくのが筋じゃないかと思われましたのであえてお伺いしました。私のほうから以上です。

○議長（櫻井公一君） 次に受けます。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最初に介護保険料を6段階、変則7段階から9段階へ、階層区分がふえるわけですが、それぞれどのくらいの対象人数になっているか。その辺についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 対象者人数は第1段階につきましては759名、第2段階で242名、第3段階で284名、第4段階で1,297名、第5段階、基準額になりますが、780名、第6段階640名、第7段階552名、第8段階346名、第9段階においては268名と予想しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ありがとうございました。

介護保険料の件につきましては1カ月ほど前に全員協議会でいろいろご説明をいただいたわ

けです。そのときも申し上げたんですが、私まだ納得いかないのもう1回お聞きしたいと思うんですが、給付費の問題ですよね。介護保険料を算出するという場合には総給付費が非常に大きなウェートを占めているわけですので、その辺についてお伺いしたいんですが、どうしても見積もりが過大過ぎるのではないかという思いがあるんですね。平成24年度の給付費を100%にしたとき今年26年度の見込み値がどれだけになっているかということ、平成24年を100にすると26年は101.21%なんですよ。見込み値が。ですから、24年度から26年度ってほとんど伸びていないんですね。皆さん担当者の皆さんが一生懸命頑張って元気老人対策をやったり、そういう中でこういう数字におさまったのかなということも思うわけでありませけれども、ところが、27年度はどれぐらいになるかということ、24年度に対して106.99%ということで今までほとんど伸びていなかったのが来年からは7%も伸びてしまうと、こういうことなんですね。

先ほどからお話があったように、介護保険法が変わっていったんだんだ介護保険の給付から追い出していくような状態が2年後3年後にでき上がっていくということもあるわけですので、給付がそうそう伸びるという条件というのは全協では地域密着型の事業所の数がふえる分があるとかいう話もありました。それからこれから審議する介護保険関係の条例、地域密着型サービスの人員等の関係、この中でも施設の入所枠の拡大とか、こういうのも入ってくるので、そういう影響もあるのかなと思いますけれども、それにしても28年度は24年度を100と見たときに122.31%。29年度が135.6%になるんですよ。非常に高い割合でふえていくと、こういうことなんですね。これはちょっとどうなのかなと。24年度から26年度の合計の総給付費の合計、これに対して第6期の27年度から29年度の給付費の総計を見るとこれでも121.2%伸びると、こういう関係なんですね。

65歳以上の人口はじゃあどうかということ、24年度を100として見たときに29年度で111.15%までの伸びなんです。ところが、老人人口、高齢者人口の絶対増加数の見込みは下がっていくんですね。24年度から25年度に120、26年度で135を超える。しかし、27年度は123に下がっていて、28、29は88ということで下がっていく、絶対増加数がですね。そういう数になっているんです。

出現率が毎年高くなる見込みで算出してありますので、認定者数はそれにかわってふえるということになっていきますけれども、いずれ増加数が鈍化するので、認定者数の増加も鈍っていくという、そういう数値なんです、この3年の中でも。にもかかわらず、給付費が伸びていくと。これは私は過大ではないかと。そんなに事業所がふえてここまで給付がふえるのか

ということにどうしても疑問を残します。多分、ワークシートとか専門的な厚生労働省から来ているものを使ってやっているんだと思いますが、それにしても大きく見込み過ぎているのではないのかなという思いがしてならないんですね。これでいくと、3年後にはまたいっぱい基金がたまって、次の保険料の改正のときにはまた基金から繰り入れたから何とか許してくださいという話になっていくのかなという気がするんですね。

そういうふうに見ると、高齢者の皆さんから先取りで保険料をいただいでいくと、こういう形になってしまっているのではないかと思うんですが、その辺について、全員協議会でもお聞きをしたんですが、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 確かに、伸び率は多くなっていることはあります。国のワークシートとかに今の現状を数字を入れていきますと次の給付費の人数とか割合が出てきますので、それに伴って高齢者人口の割合とかそういうものを入れていくとこういう形になってきます。

ただ、部分的に、ものにおいてはやはりこのところは過大じゃないかというので担当者の中でここまでは伸びないんじゃないかというところは多少修正させていただいていますが、全体の中でやはり計算式の中に当てはめていきますとこのような形になってしまっているというのが現状です。

私たちもやはり780円の値上がりはかなり町民の方々にご負担をおかけするんじゃないか。最初は5,200円という数字が出ましたので、もうこんなに値上がりしたのでは本当に皆さん保険料を納めていただけるんだろうかということもありまして、心配していたんですけども、基金を何とか4,000万円入れることになりましたので、そこで5,080円、あと介護報酬の改定で下がりまして5,080円となって、それでもやはり心配、これで本当に町民の方が納得いただけるかという心配はありますけれども、ただ使う人だけが保険料を納める、介護サービスを直接受ける人たちだけがサービス、納めているのではないと。納めている方はほかのことでもサービスを使っているのだというところでご理解いただけるように努力して、何とか介護保険事業を回していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ここはここで論争しても決着のつく話でないので、その辺にはしておきたいと思うんですが、やはりどうしても高いのではないかという思いがしてならないということだけは申し上げておきたいなと思うわけです。

高いとはいっても、県内の状況を見たらどうなんだということもあるのかなと思います。全員協議会で出していただいた資料を見ても第4期と第5期の保険料が載っていますが、松島町は決して高いほうではないとなっていますから、多分第6期の中で見ても松島町は決して高いほうではないと私も思います。

それにしても、今お話があったように18.1%、780円の値上げということになるので、それはやはり高齢者にとって大きい負担だと思うわけです。大体、去年4月から消費税が3%引き上げられたと。そういうこともありますし、それからアベノミクスによる円安誘導、こういうものによって食料品など諸物価の値上がりが続いていると。さらに平成27年度からはマクロ経済スライドということで年金の長期的な引き下げが実施をされていくということになりますから、高齢者の皆さんの実質的な収入というのはかなり目減りをしていくという状況になるわけですね。そういう点でも今回の保険料の値上げというのはますます負担ということを感じる方が多くなると私は思うわけです。

それで、介護保険の基金からも4,000万円繰り入れをしているわけですが、町長、いつも言うわけですが、私は一般会計からの繰り入れも考えたらいんじゃないかと、こういうことをいつも申し上げるわけです。昨年4月に3%の消費税値上げ、全額社会保障にということで消費税値上げがされたわけですが、27年度は去年とは違って満額地方消費税で社会保障補填分の消費税相当額が来ると思うんですが、どれぐらいになるのか。本当は総括で聞けばいいんでしょうけれども、その額というのは27年度どのくらいになるのかなと。

そういうものも活用しながら介護保険に繰り入れを行うということも考えてはどうなのかとも思うんですが、その辺についてどう考えておられるかということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、結論的なところから申し上げたいと思いますが、一般会計からの介護会計への繰り入れというのは基本的にはやらないほうがいいと私は思っています。

○議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） 27年度の地方消費税ということで、引き上げ分3%分ですが、国は示していないんですけれども、県からの通知に基づきまして1億108万4,000円を予算に計上してございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 1億円というやはり大変な金額でして、そのほか新年度からは中学校卒業の時点まで子供の医療費の費用を見るということなんかも出てきますから、丸々とはな

らないとは思いますが、少しでも介護保険料の引き下げということで、一般会計からの繰り入れということを考えるべきじゃないのかなと思うんです。

実際、1億円来るのであればその部分というのは新年度でどう使うんだろうかということも当然ありますよね、町長。それは多分全額社会保障にということでは使っていないのではないかと私は思うんですが、そうするとそこで余る部分を介護保険に入れるということは私は可能だと思うんですが、それはなぜ基本的にはやらないということなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） いろいろな会計があるわけでございまして、介護の会計もございまして国保の会計等もございまして。そういったものに一般会計から繰り入れるということはどのものにどれだけという話がありましてなかなか難しい話ですよ。

それと、ただ一般会計から繰り入れる行為があつて、金だけが動くんじゃなくてそれを納めている方とか制度全体の中でのほかの方々とのバランスというものもありますので、その辺は簡単にこれだけの金があるので繰り入れればいいんじゃないかという話にはならないと思うので、その辺はもしくは本当にやるにしても相当の計算をしつつ公平に、それからほかの税負担の方々とのバランスとりながらとやらないといかん。そういうルールが少なくとも今の段階では町ではないと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 能力がないからやらないのか、やる気がないからやらないのかという議論に私なると思うんです。町長が言うように難しい問題はあると思いますよ、確かに。私も、国保会計に繰り入れしたらいいんじゃないかとか、この間いろいろ言ってきましたから、じゃあどれに入れたらいいんだという議論は確かにあると思います。ですけれども、どこかにそういうことで繰り入れをしていくという決断をすればそれはそれで一つの施策方向として出てくるわけですから、私は考えられる筋のものではないのかなと。そこで、どこを選ぶかが悩むからやらないというのでは何事も始まらないということにもなると思いますので、ぜひそういう点では介護保険だけとは言いませぬけれども、やはりいわゆる低所得者が集まっている国保にしる、高齢者という収入が極めて限定されている人たちですよ。年金収入が中心ですから。そういう部分に一般会計を投入してそういう方々の負担の軽減をするということは私は意義のあることだと思いますので、ぜひそういうことを真剣に考えてほしいなど。

きょうは介護保険の条例改正なので介護保険に繰り入れたらどうかと質問はしているわけですから、そういう立場で考えれば一般会計もいろいろと生かしていくことができるので

はないかなと思うんです。

決して一般会計から介護保険とかに繰り入れしていない自治体がないわけではないですよ。繰り入れしている自治体もあるわけです。実際に。ですから、できないわけではないんです。ぜひそういう立場で考えてほしいです。まず考えてほしいです。

考えてほしいというか、検討するということはやらないということだという、そういう話もありますけれども、まず考える。検討くらいはしてくれということも思うんですが、その辺は検討の余地もないということなのか、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私としては検討というのはやるということを前提にして、いつでもそういうふうに申していますよ。

やらないときはやらないと言っておりますので、考えるというか、考えるところまでは可能かなとは思いますが。ただ、これもほかの自治体の話もいろいろ聞くんですね、首長仲間で。一般会計から繰り入れていや大変だということもありますので、そういった例も聞きながら事よしあしというか、よしあしじゃないですよ。可能なのかどうなのかということかと思えます。結局、地方財政としてそういったことが継続的にできるものなのかということが最終的にはポイントになるかと思えますので、そういった点では今野議員のようなご意見なり要望なりがあるということは頭の中に入れておいて、またほかの事例などについても聞いてみたいとは思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 考えてもらえるだけでもよしとしなくてはならないのかなという気持ちにさせられるようなお話だったんですが、介護保険が始まった平成12年、2000年ですね。あのとき、介護保険料は2,920円ですから、今回の値上げというのは当時の1.7倍を超える金額にもなっているわけですよ。15年の中でそういう金額になってしまうと。こういうことなんです。ところが、我々の給料が2倍近く、1.7倍になったのかといたらなっていません。年金もなっていません、減っていくわけですから。ですから、本当に限られた収入源のところからこういう保険料だとか公課費と言われるような部分が大きく差し引かれていくという。いわゆる実際の生活で使えるお金、可処分のところ小さくなっていくという流れで今進んでいるわけですから、景気がよくなるはずないですよ。

そういう点では、本来国も地方もそういったところにきちんとお金を投じて景気の回復ということを進めていかなくちゃいけないと思うんですが、残念ながら国のほうはそういう考え

全くなくてお金を持っている人のところにお金がたまるようなことばかり考えているというのが今の状況だと思うんですが、そういう点でやはり国がもっとこういう制度に責任を持つということが大事だと思うんです、私は。介護保険は国25%、県・町25%、それから1号被保険者と2号被保険者で25ずつで50と。ですから、利用者が50%、公費が50%という組み合わせで成り立っているわけですけれども、そここのところの考え方を改めていかないと国保もそうなんですけれども、介護保険もいずれはこのままでは立ち行かなくなってしまうのではないかとこういうことになっていくんだと思うんです。私は、そういう点でもっと国が社会保障に責任を持つという姿勢が大事だと思うんですが、その点についてもっと町のトップとして国にそういうことを求めていくという姿勢が求められているのではないかとthinkます。

本気でそこをやるということが町長の一番大事な仕事だと思うんですよ。一般会計から繰り入れるのも確かにやってもらえればいいけれども、だけどやはり生の町民の声、大変さというものをしっかり国会議員なり国に伝えていくというのも本当に大きい仕事だと思うんですよ。こういうこともぜひやってほしいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 同じような質問、ご要望をもう既に4回か5回受けているわけで、機会があるたびにやっていきますと言っているんですが、国政のことは正直申し上げて私どもいわゆる基礎自治体の首長が言うような部分というのは相当影響力が小さいです。影響力があってびっくりしたのは今度震災ですよね。震災については地元の首長とか震災に遭ったところの首長の意見って相当程度入れてもらえまして、かつ強くも言えたんですけれども、ほかのこういう一般的な政策の部分についてはTPPなんかもそうなんですけれども、発言力がほとんどないのが現状なんですよね。ですから、国会議員さんとのお話の中でもそういう話をするにはするんですけれども、やはり国会議員さんに頑張ってもらえるのが一番いいのかなと、私は思っているんです。本当に。

あとは新聞なりで世論を喚起していただく。そういうことですよ。世の中は変わっていますから、昔と違っているんで、世の中の変わっているのを新聞なんかで的確に把握して発信していくということでない、困るかなと、ちょっと個人的な話になってきますけれども、個人的な感想になってきますけれども、マスコミの方々ももっと勉強なさったほうがいいんじゃないかとそんなふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あとやめますけれども、マスコミも当然頑張ってもらいたいと思う

んです。ただ私が言いたいのは町のトップですから町の代表者ですから、そういう声もあることをしっかりと国会議員さんにも伝えてもらおうし、政府にも伝えてもらおうという、そこが大事だと、こういうことなんです。ぜひ国会議員さん、そんなこと言ってもと言うけれどもやはりこうなんだよという実情を国会議員の皆さんにぜひ伝えて資料をたたいていただきたいなど、町長には。でないと松島町民は支持しませんよというくらいまで言うかどうかは別にしましても、そういうぐらいの勢いで町長には頑張ってもらいたいなと思っておりまして、ぜひ頑張ってもらいたいなと思っておりましてということをお願いして質問は終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。それでは、最初に反対者の発言を許します。8番 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、議案第21号介護保険条例の一部改正について反対の立場からということで討論をさせていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたわけですが、高齢者の皆さんは消費税増税を初め年金削減、医療費の窓口負担の増大、さらには今度は介護保険でもいろいろな形で負担を強いられるということになってきているわけです。

そういう中で、本町の第6期介護保険事業計画期間の介護保険料は現在の第5期事業計画期間の保険料から18.1%もの値上げということでありまして、第6期事業計画期間の介護保険料の算定に当たりましては、保険料徴収の所得段階を国の方針を受けて6段階から9段階に拡大し細分化をしております。また、基金から4,000万円の繰り入れも行い、保険料負担の軽減への努力の跡も見られ、介護保険料は他市町に比べて高いとは言えないかもしれません。しかし介護保険事業が始まった平成12年の第1期事業計画期間の介護保険料の基準額が2,920円だったのに対し、今度の第6期事業計画期間では基準額が5,080円と介護保険が始まった当初の1.74倍にもなっております。

第5期と比較しても18.1%もの引き上げであり、賃金や年金が実質目減りをしている経済的背景のもとで年金収入を中心とする高齢者の皆さんの生活は本当に厳しいものであります。

こうした高齢者の皆さんの負担を少しでも軽くするため、行動をイの一番に起こすべきは末端行政としての町の責務ではないかと考えるところであります。この点で、先ほども申し上げましたが、一般会計からの繰り入れを考えることや、国の負担割合の増額を求めるなどあらゆる手立てを講じて負担を抑制する努力がさらにされるべきであります。

以上のことから、介護保険条例の改正には賛成できないと考えるところであります。

また、第6期事業計画期間の給付費の見込み額が過大ではないかということはどうしても拭き切れないということでもあります。十分なデータをもとにしながら専門的に保険料の見込み額を算出しているとは思いますが、第5期では介護保険に携わっている皆さんの努力もあってか、総給付費の伸び率は3年で1.42%という状況でありました。ところが6期では26.7%も伸びる計算であります。

本町では、高齢者人口は確かに増加をしますが、第5期と比較して高齢者人口の伸びは鈍化の方向にあります。なおかつ、介護事業者に支払われる介護報酬は2.27%減と過去最大級の引き下げに劣らない引き下げになるにもかかわらず、なぜこれだけの給付の増加になるのか疑問が残るところであります。

さらに、今回の介護保険条例の一部改正は地域の自主性及び自立性を高めるの改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法施行規則の一部を改正する省令のもとで、要支援者や訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に丸投げをして費用削減のためのボランティアなど無資格者によるサービス提供も可能にするなど、介護サービスを必要とする高齢者から専門的支援を取り上げて利用者や家族に負担を強いることが懸念をされているところであります。

また、年金収入280万円以上の方には、介護保険を利用した場合に2割負担が導入をされることになってまいります。低収入の介護施設入所者に対する補足給付の見直しも行われますし、特別養護老人ホーム入所に当たっては要介護3以上と原則限定するなど、介護難民化、老人漂流社会が一層深刻化するおそれがあるのであります。

このように、27年度以降の介護保険事業は高齢者が安心して高齢期を過ごせる日常生活の条件を悪化させる内容を含んでおり、これらを前提とする介護保険条例の改正には賛成できないものであります。以上、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。議案第21号松島町介護保険条例の一部改正について賛成の立場から討論に参加いたします。

今回の条例改正は、平成27年度から平成29年度までの第6期松島町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料基準月額を現行の4,300円から780円引き上げ5,080円にするものであります。現在の経済状況などを考えるならば、保険料の引き上げは極力避けてほしいものであり、心が痛むところであります。一方では、今後急激に上昇していく高齢化率や要支援、要介護

者認定者の増加などを考えてみると、国県町の公的負担と各保険者の保険料で被保険者の皆様が安心して介護サービスを受けていただくためには必要最小限の引き上げと理解するものであります。

なお、町当局においては保険料の急激な上昇につながらないように準備基金を4,000万円取り崩し、保険料基準額を5,080円に抑え、また所得段階をこれまでの6段階から9段階へ細分化し、さらには低所得者保険料軽減対策も見込めるところであります。これらについて町当局も一定の努力の跡も見られることから賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第21号松島町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号 松島町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第22号松島町指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第22号ですね。1つは、資料の2ページ。旧条例では2ページの下の方の23条、定期的に外部の者による評価を受けてとあったんですが、新条例では定期的に外部の者による評価という部分を抜いてしまっているんですが、これはどうして抜く必要性があったのか、そのままではなぜいけないのか、ちょっとよくわからないのでそこについて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 定期的な外部の者による評価というところになりますが、この介護事業者は運営推進会議とかで自分たちがやっている自己評価を報告、公表することになりました。その中で、内容的には性質、目的とかが共通しているの、自

己評価を報告、公表していれば定期的に外部の者の評価を受ける必要はないということになっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） どこかに自己評価を報告しているから外部評価は要らないという議論だということなわけでしょうけれども、本来であれば自己評価だけでなく外部評価というものは当然あってしかるべきではないかと思うんですよ。それをどこかの会議に報告したからそれでよしとしていいのかどうかということだと思えます。介護保険運営協議会か何かわかりませんが、どこかそういう会議があってそこに自己評価を出すから外部評価は要らないよということなんでしょう。だけど、そういうことと通常行われる外部評価というのは違うんでないかなという気がするの聞いています。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 大変失礼しました。外部評価自体は、要ります。今まで定期的にというところが毎年行っていたんですけども、それがかなりの金額、1回外部評価していただくとしたら5万円かかるんだと思います。それで、毎年定期的に受けていたのでは事業者の負担が大きくなるだろうということで、そういう運営協議会等で自己評価を提示しておけば毎年受ける必要はないということで1年おきということになりました。最初言葉足らずで申しわけありませんでした。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 1年おきというのはどこで規定しているんですか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） ちょっとだけ整理にお待ちください。（「休憩」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 休憩という声もありますけれども、1時間以上経過しましたから休憩をとってよろしいですか。（「はい」の声あり）

では休憩に入ります。再開を3時40分といたします。

午後3時24分 休 憩

午後3時40分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

質疑に対する答弁から入ります。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 社会保障審議会の介護給付費分科会の中で話し合われて、そこで外部評価は毎年でなくてもいいということで通知が来ておりました。

○議長（櫻井公一君） それがこの条例のどの辺にあるのって。それがわかったんだけど、2年に1回とか何か言っているんだけど、それがこの条例のどこにあるのと聞いているんだから、何条とか言わないとうまくないんでないの。ないの。じゃあないんだらないうってってください。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） この条例の中にはありませんでした。5年間継続して外部評価を受けていた者に対して、そういう会議とかで公表していれば毎年定期的に受けなくてもいいということで通知が来ておりました。

○議長（櫻井公一君） そう解釈しているということです。今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、最初に質問が戻るわけよね。でしょう。さっきは2年に1回外部評価すると言ったんだけど、今の話だと外部評価は要らないという結局話になるわけでしょう。何かなんだとか忘れたんだけど、運営会議のところで報告すればそれでよしとするという話で終わるわけでしょう。

ということは緩和だよ、言ってみれば。事業者に対する措置の緩和を行うんだということになるのかなと思うんだけど、国でそういう基準をつくったんだからそれでいいということなのかもしれないけれども、地域の自立という法律なわけですから、ここは参酌をすることだから、あくまでも参考でいいわけでしょう。松島町としては依然として定期的に外部の監査、評価を受けるよということにしていってもいいんだと思うんです。なのに、参酌のとおり、国基準のとおりにしたのはどうしてなのかと、こういうことを聞いているわけ。一番最初の質問になるけれども、言い直すとそういうことになるんです。なぜ緩和するのかと。緩和しなくてもいいはずでしょう。じゃないかなと思う。参酌するんだから。参考にすればいいだけなの。どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 言われるとおり、町の条例ですから、町の裁量ということはありますけれども、あくまでも私たちは国からの社会保障審議会の中の分科会の中でもこれをどうするかということが審議されたようです。その中では運営推進会議と外部評価、これはともに第三者による評価と同じではないかということで、あえてこのところを削除しても公平中立な立場にある第三者がある程度見るんだよという形の中でここを削除したということで、それを做って松島町でもそれを尊重してこういう形になったということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。次ですけれども、10ページと24ページの関係でこれも登録定員と利用定員の関係になるわけですから、ここも言ってみれば規制の緩和といえますか、こういうことになっているわけです。これも説明でもありましたように国基準のとおりですと、こういうことになるかと思うんですが、結局基準を緩和して利用定員もふやしていくということになるとそこで働いている人たちの労力もきつくなるだろうし、サービス受ける側のサービスの質も若干かもしれないけれども、低下をするのではないかということが想像できるわけですね。これはあれなんですかね。定員もふやしたり利用定員ふやしたりの緩和しているんですが、このときに職員数もふやさないということはないのか。あるいは行政側としてそういう、できれば職員ふやさないとか質の低下だとか労働力の強化になるようなことを補足する体制といいますか、指導というのはあるのかないのかその辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 定員をふやした場合なんですけれども、従業員の確保というところで7ページになりますが、一応このところで施設がいずれか併設されている場合ということなんですけれども、介護職員とか小規模多機能型居宅介護事業所とかになりますと看護師または准看護師ということで資格を持った者が携わるということで、一応職員の資質向上というんでしょうか、そういった有資格者の者が携わるということになっていますので、定員がふえた分の従業者の人数というところでは変わらないとは思いますが、その分有資格者で目配りができるというところのことだと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると私もよく読みこなしてはいないんですが、旧条例ではその部分については有資格者でなくてもよかったということなんですか。どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 有資格者は必要ではありましたが、ここで基準を満たす従業者を置いているときとありましたので、その基準が今回介護職員、それから看護師または准看護師と明確に位置づけられたものです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。有資格者になるということだという説明なので、そういうことなんでしょう。ただ、いずれにしても利用する定員がふえているのに職員数がふえな

いということについて見れば、やはり働いている人の労働力もまたきつくなりますよね。今、それでなくてもこういった介護保険の関係の事業所は非常にきつい、低賃金だということで人も集まらないと。こういうことになってきているわけで、こういう規制緩和がやられていけばますます人が集まらないという関係になっていくんじゃないかと、こんな気がしてならないんですが、そういう危惧はお持ちになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、有資格者という質の向上はしていますけれども、こういう人数がふえていくとなると、その職員は負担がふえるということは確かにあります。世の中で介護関係の職員というのはなかなか給料も安い、負担があるということで長く続かないしある程度の生活もできないということはわかりますけれども、何しろ私たちも町の条例ですけれども、全体の中で施設そのものがある程度基準を緩和していかないと成り立っていかないとか、というのも加味してこういう形になったので、それを踏まえて町でも国の基準に倣ってこういう形にしたと。ですから、今野議員が言われる内容は十分承知はしていますけれども、そういうことです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何回もで悪いんだけど、結局きついし人も集まらないしと、事業所の経営も成り立たなくなるかもしれないから登録定員と利用定員もふやして何とかしようと、悪循環そのものですよ。

だから、さっきから言っているように国がもっと抜本的にこの部分を改善する意思を持たなかったら解決しないんです、これ。だから、さっきから国にもっともって言いなさいと言うわけですよ。結論はそこに行かざるを得ないと思うんです、今の状況は。私は、町で解決できると思っていません、確かに。だけど法律できたからこれをつくらざるを得なくてつくるのもわかります。だけど、こんなことしていたら本当に介護保険も何もやれなくなってきますよ。それを解決するのはやはり国の責任でやらなきゃだめですよ。消費税3%取ったのに実際に社会保障に何ぼ使ったんですか、16%ですよ。あとの84%はどこかに使っているんですよ、こういう状況なんです、今。

ですから、本気になって、町長、そういうところも見ていただいて何とかしてくれると、信太郎さんと、こういうことも私大事なんでないかと思うんです。（「晋三さんでないの」の声あり）違うよ、地元の信太郎さんだよ、違うな、晋三か。呼びなれた名前を呼んでしまって申しわけない。間違ったんですね。そういうことではないかと思うんです。

そういう点で先ほど来言うんですが、福祉の問題というのはどうしても後に回されがちなんです。だから、本当に言っても言ってもなかなか前に出てこないのが福祉の問題なんです。そういう意味ではトップにいる町長が重い口を開いてやはりこれだということが大事なのではないかなと思います。

これ以上言ってもしょうがないので、あと質問はやめますけれども、ぜひそういう立場で町長にも職員の皆さんにも頑張ってもらいたい。頑張っていると思うんですけども、一層頑張ってもらいたいと、こう申し上げておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 同じ答弁になるけれども、要りますか。いいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第22号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に係る基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第23号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第23号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第23号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第24 松島町都市公園条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第24号松島町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。4番片山正弘議員。

- 4番（片山正弘君） 今回の都市公園条例の一部改正の中で、まず提案理由としてはあそこのグラウンドが人工芝にして整備をされたということが1つ取り上げられているわけでありますが、あそこの中で松島町のスポーツ団体に加盟している1つの団体があるわけでありますが、その中でグラウンドゴルフ等に参加されている高齢者の方で唯一健康増進のために全力で運動する場にグラウンドを使用しているというところでありますが、そのグラウンド使用等について今までですと無料だったと、減免してもらっていたんだということになるわけでありますが、今回グラウンド使用については今まで無料だった団体が今回から50%に削減ということでの時間にして1,000円が50%削減ということでの利用料金ということでありますが、この辺については町長の配慮によって無料と、前回同様になる方向の考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

- 議長（櫻井公一君） 大橋町長。

- 町長（大橋健男君） まず、決めた経緯について担当課長から説明させます。

- 議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

- 教育課長（櫻井光之君） まず、グラウンドゴルフの皆様ですけれども、これまでどおり外周に関しては無料でございます。野球場も含めまして今回の人工芝のグラウンドの有料につきましてはこの間も代表者の皆さん方の会議でお話をして、ゲートボールの皆さん方も含めて1チームでの金額ですので、1人当たりになると大きな金額ではないので、これは今の時代当たり前だろうというのが皆さんのご意見で、これは決して無理押しでも何でもなく皆さんのほうでそういう形ですぐに一致していただきました。

グラウンドゴルフの皆さん方は、これから町民グラウンドでも週2回練習したいということでご意見をいただきまして、ソフトボールとか少年野球の皆さん方とスペースを分け合いながらみんなで協力し合って使っていきましょうねということでありますので、まずはこの形でスタートさせていただきたいということで提案させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（後藤良郎君） そうしますと、私のところに何人かの方が見えまして、グラウンドゴルフ、今まで無料だったのに、今回から私たちのが有料になるんだということを言われまして、何とかこの辺は前回同様の無料になってほしいなということをおっしゃっていただきました。きょうも本来であれば午前中のときにこれに関係する方が傍聴に来ていたわけですが、きょうは帰ってしまいました。遅くなるからということがあったから帰っていったということでございまして、そういう方たちが本当に理解していたのかなと、ねえ、そこに本来であれば調整していた中でやむを得ないということについてグラウンドゴルフをやっている方たちが本当に納得したのかどうかというのが疑問でした。そういう中できょうも傍聴に来られた予定だったのが途中で帰っていったということでございますが、町としてはこの団体に対し従来どおりの町長の配慮でこの辺は無料にするほうがいいのではないかなと、これが健康増進につながって松島の全体の歳出は少なくなっていくのではないかなと思うんですがいかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、今課長が申しましたように各団体関係者の方々お集まりいただいた上でそうした全体のご納得を得たということなので、今この場でそれを町長が覆してこの分だけ無料ということはなかなかできかねますので、お話としてそういったご意見があったということは記憶しておきまして次の段階で使っているうちの中でどういったご希望が出るのか取りまとめて、そして必要なことがあればその措置をしていくということでご了承いただければと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） わかりました。町長がそのようなお話であればこれから利用している中でいろいろな問題等が生じた場合十分にその辺配慮してもらえるものと思って質疑は終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第24号松島町都市公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号 松島町災害対策本部条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第25号松島町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案25号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第25号松島町災害対策本部条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第26号 建設工事委託に関する変更協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第26号建設工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第26号建設工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号 町道の路線認定について

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第27号町道の路線認定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第27号町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第28号 町道の路線変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第28号町道の路線変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第28号町道の路線変更については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第29号 町道の路線廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第29号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 県道に昇格するという事で湯ノ原から石田沢までのこの道路、この冬も皆さんもご存じだと思うんですけども、何回か見たことあると思うんですけども、湯ノ原から石田沢まで行く、湯ノ原過ぎてすぐ右カーブになりますね、あの辺がすごく事故多いんですね、スリップ事故。道路の勾配ですね。以前もあそこのところ、問題になったんですよ。それでいくらか直していただいたということもあるんですけども、非常にことしも事故が多かったと。そういうことを含めながらせつかく今度県道でございますので、どうぞその辺の対応をしっかりと訴えていただきたいと思いますけれども、よろしくその辺はお願い申し上げます。

もう1つ、最終地点の石田沢交差点の、もう何回も皆さんから言われているあのS字みたいな非常にややこしい、あの辺の対応というのは私あのとき質問したときはできたばかりだから少し時間をおいてくださいと。それから直していきますよということではありますが、もう2年です。もう県道です。あんなみっともない非常に不便で非常に危険な交差点ですね。早く改良してほしいなど、こういうことを2点、ひとつお答えください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、急カーブの部分、あそこも日陰になりまして、かなり凍ってしまって滑って事故が起きるといった部分については、町で融雪剤をまいたり対応はしてきたんですけども、なお一層県にお願いしていきたいと考えております。

それから交差点につきましては一部3月中に一部改良は終わっていますので、あれは暫定改良ですので、今後4月以降に一応新しくもうちょっと昔のとおりと言ったら失礼ですけども、一部広げてこちらから行って神社のほうから行って左側に少し大きく広げるような形で公安協議整っていますので、それで解消していくということです。今現在歩道の縁石、こちらから行けば右側ですけども、あそこは一応外してガードレールに変えて少し広げたということ。これは暫定的にということです。あとは本格的に改修が平成27年度に入るとということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 石田沢のほうはそうのように手が入ったということですので、それは期待したいと思います。

それから道路の部分ですね、湯ノ原からのスロープ、融雪剤まいてもずっと効いているものでないわけですね。そういうことでやはり非常に難しいことかもしれませんけれども、道

路そのものをちょっと勾配的にもあの辺の改良を検討していただかなければ、何台もありますよ。私の知っている人もあそこでやりましたし、不注意といえば不注意なんですけれども、安全運転義務違反と思いますけれども、その辺を含めて県に言っていただければ、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。いいです。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第29号町道の路線廃止については原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第30号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（櫻井公一君） 次に、日程第26、議案30号平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） Wi-Fiのことについてお話しさせていただきたいんですけれども、観光施設Wi-Fiの環境整備事業についてなんですけど、これは誰でも利用できるということですね。これは本当にいいことなんですけれども、誰でも利用できるということは反面悪用もできるということも潜んでおりまして、脅迫メールの発信元になり得ることが考えられると思います。ですから、防犯カメラ等の設置もあわせて行ったらいいのではないかなと思うんですが、そこら辺の考えをぜひお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回の整備につきましては防犯カメラ等の設置までは考えておりませんでした。

○議長（櫻井公一君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 犯罪行為とか、そういうことを認識はされているでしょうか。そこら辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 犯罪等の認識。亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） W i - F i について、そこが脅迫メールの発信元になるということもありますが、万万が一くらいの確率なのかもしれませんけれども、最初の対策として防犯カメラが必要かということはまた別に考えなくちゃいけないということです。W i - F i については誰でもどこでも自由に使えるという利点があるわけですので、それは自己責任の範囲でやっていただくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり、こういうものはちゃんとそういうものまで考えなければいけないものでありまして、そういう認識をまず持っていただきたい。ただ設置するだけではなく、そういうことになり得るということを経験してもらってからそういうことを始めていただきたいと思っております。利用をせっかくしてもらおうのですから、松島独自の、これはまた別の話になりますが、看板やベンチなど、そういう部分も付帯設備としてすると利用者の面からはいいなと思えますけれども、そこら辺の設置についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 無料W i - F i につきましてはこの庁舎ができたときに無料W i - F i 同時開設しておりますが、そのときも看板つけております。各階につけております。どんぐり松ちゃんを使ったものなんですけれども、そういったたぐいのものでつけていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 看板のどんぐり松ちゃんのやつをつけているのは私も認識しております。ただ、それがW i - F i っぽくないかなと。見た目でW i - F i とわかりやすいような看板のほうは私がいいのかなと思ったものですから、そういう提案をさせていただきましたので、ご検討をよろしく願いいたします。

それから、今度W i - F i なんですけれども、今度設置措置の支援事業なんですけど、そちらはどのような応募になるのか。町内ならどこでもそういう応募をしていいのか。個人でも可能なのかそこら辺をよろしく願いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） こちらの支援事業につきましては事業所という形で限定をさせ

ていただきますので、個人のお宅ということではありません。

飲食店であったりホテルであったりと、そういう事業所を対象にしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 町内どこでも可能ということでしょうか。例えば、幡谷ですとか高城の町のほうでもそういう申し込めば対象になるかどうかお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 1つの基準といたしまして、集客の見込める場所という形で考えておりますので、海岸エリアだけという形でなく、ここで考えれば磯崎のお店だったり、高城町の商店街だったりということは可能かと思えます。

○議長（櫻井公一君） ほかに。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今に関連するんですけれども、500万円ということで1施設につきまして上限50万円だということだから10カ所ぐらいなんだろうなど。普通、設置するときどのくらいかかるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） そのお店とか広さ等の関係もございますけれども、ホテル等のパブリックスペースを基準とさせていただいた段階で限度額50万円という形で限度額を考えておりました。小さい飲食店とかお土産屋さんではそれ以上面積等が狭くなってきておりますので、ここまでの金額はかからずに整備ができるかなということで限度額を50万円と考えさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 申し込みの方法は申請するとかなんかということになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 申し込みをまずいただくという形が前提になります。こちらの募集方法につきましては、広報であったりホームページであったり、4月に向けましては各種団体の総会とかございますので、そこで制度の説明をしながら募集をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） もし、申し込みが予算以上にかかるような場合はどんな形になります。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回に関しましては予算の範囲内と考えております。次年度以

降につきましては検討していくという形に、できれば継続をさせていきたい事業と思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） その予算以上に申し込みがあったときにどうしますかということ。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 大変申しわけございませんが、先着順で進めざるを得ないかなと思っております。予算の枠を超えてしまった方に関しましては次年度という形でお待ちいただくような形になるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 先着順ね。先着順ということでありますから、平等に周知できるようにとって、そうしないと知らなかったなんて怒られるものですからお願いしたいと思えます。

それから……。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。ちょっともう一度補足答弁させますので。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先着順だとちょっと不公平が生じる可能性もあるので、うちの周知の総会とか商工会観光協会で違ってくる場合、時間があるので、ある程度締切までをしてあと多い場合は抽選というほうがいいのかなど、先着順だといろいろ問題もあるので、商品券の場合も前あったので、抽選と。

あと予算で480万円ですけれども、予算を超えた場合というのはその応募数量とかそういうのも考えて、次どうするかというのは前向きに進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。そうなると、平等でいいかもしれません。

雑誌とタイアップということで松島PRということではありますが、これは350万円ということですが、観光雑誌ということでもありますけれども、観光雑誌ってどのくらいあるのかよくわかりませんが、ページ数がどのくらいになるかもわかりませんし、部数としてどのくらい発行するのもよくわかりません。タイアップの内容等も詳しく教えてもらえばいいかなと。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回の雑誌とタイアップした松島PR事業につきましては、地方版の観光雑誌等には記事の情報提供とかさせていただいたことがありますけれども、今回に関しましては全国版の雑誌を対象にしたいと考えております。その中の特集ページを今考

えているのは4、5ページくらいを松島の特集ページという形で載せていけたらなということとで考えておりました。その雑誌等の発行部数というのはそれぞれ違うかもしれないんですけども、今考えているのは12万部が発行されるくらいの規模で町をPRしていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 参考までに本の名前わかる。例で。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 例といたしましてディスカバージャパンという全国版になっております本があります。大変魅力づくりが上手な雑誌でありますし、お読みいただいている層もちょっと年齢層が高い、高いといっても30代、40代くらいからごらんいただいている雑誌かなと思いますので、それを参考にしていきたいなと考えておりました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 12万部ということですけども、これはあれですか。一気に12万部ということになるんですか。それとも毎月何部ぐらいということにするのかどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回は連載という形ではなく1回の特集になります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 有名な雑誌社ということでありましてけれども、聞くところによると有名な雑誌社ほど高いんだそうでなかなか何から何まで金を取るんだそうです。取材から何から。その辺、よくわかりませんが、そんな話を聞きました。ですから、その辺も慎重にすべきだろうと思っておりますけれども、これは名前出てきたんですけれども、これでいきますよということなんでしょうか。会社。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 例として今挙げさせていただいておりますので、雑誌名という形で報告をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 入札とか何かという形になるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 今の雑誌名に関しまして、私のほうから参考例を言ってくれと言わせましたので、その辺よろしくお願ひします。まずは高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応入札は考えておりません。やはり、ただ金額安ければいいというものではないと思うんです。読んでいただくというか、部数が多いところということである程度お金がかかってもいいところにやったほうが効果があるということなので、それを見き

わめて先ほどの業者とかほかのところをいろいろ調べて金額等含めて効果も含めて進めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 何て言うのか、経営規模が大きくて有名な会社の本はそれなりに発行されるんだそうですが、返品も多いんだそうですね。ですから、そういうことのないように、よく知れ渡るように、有効にPRできるようにお願いしたいと思います。

それから、ちょっとごめんなさいね。事項別明細書の17ページですが、6款農林水産業費第2項の林業費。説明したのかどうかわかりませんが、松島町山林等整備事業委託料緊急雇用創出事業が940万円ほどの減額ということになっておりますけれども、せっかくの補助事業だと思いますけれども、何で減額になったのかなということでお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） こちらに関しましては、緊急雇用創出事業の1つといたしまして人づくりのメニューという形で26年度に手を挙げさせていただきました。当初計画いたしましたのは雇用3人という形で挙げさせていただいたんですけれども、なかなか応募がなく1名の方の応募があつてその方に働いてもらってはいたんですけれども、なかなかその後も引き続きハローワーク等に声をかけてはいたんですけれども、当初予定した3人というのは今現在まとまらない状況になりました。それで今回精査をさせていただいて942万2,000円減額せざるを得なくなっておりました。

その原因といたしまして、ハローワークの募集時期が7月から募集をさせていただいたんですけれども一段落する時期だったと、ハローワークさんとの話の中でそういう募集時期の問題であったりとか、人づくりという形で専門的な技術をここで学んでいただきたいという1つの事業でしたので、林業にかかわる応募者がなかなかいなかったのかなということで残念ながら2名の応募がなく今回減額せざるを得なかったということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） なかなか応募がなかったということですが、林業というものを選択したということに誤りはなかったのかという感じがするんですよ。それと同時に、もう少し早い段階にそういう仕事も含めて変更することはできなかったのかなという思いがします。

今なら減額という、ただ返すだけということになるんでしょう、多分。ですから、そこもう少し早い対応ができなかったのかなという思いがしました。その辺についてはいかがでしょうか。

- 議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。
- 産業観光課長（阿部礼子君） この時期に関しましても委託先であります事業所とハローワークの状況と早い段階でもうちょっと連携をとる必要があったかなと、対応が遅かったところは確かにございます。
- 議長（櫻井公一君） 菅野議員。
- 11番（菅野良雄君） 了解しました。ほかの人にお任せします。わかりました。以上です。
- 議長（櫻井公一君） 4番片山正弘議員。
- 4番（片山正弘君） 今回、本来であれば平成27年度事業に入るんであると思うんですが、これが26年の2月10日に通知があったということでプレミアム商品券を町が地域消費者の喚起のために生活支援事業として限度額2,833万円ですか、今回商品券発行の事業にするということですが、この件につきましては26年度にも松島の商工会に補助金を出して3割増し商品券がかなり好評だったということになっているわけですが、この件について町として前回補助を出したときに、この状況と今の精査等について町としてはどのように調べてこの内容がよかったのかどうかという、経過を踏まえた利用状況等について、本来であればここに資料添付などをしてもらえれば対照できたのかなと思うんですが、この辺についてはどのような対応をされてきたのでしょうか。お聞きします。
- 議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。
- 参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） プレミアム商品券の発行は商工会でお客様に対してのアンケート調査あるいは事業者さんに対してのアンケート調査を実施しておりました。お客様の意見の中にやはり3割増しというのは大変魅力がある、お得だという声が多かったようです。それから今後もお得という面では継続をお願いしたいという声もありました。実際、26年度の換金率ということになりますけれども、99.7%の換金率ということではほぼ100%に近い数字となっております。以上でございます。
- 議長（櫻井公一君） 片山議員。
- 4番（片山正弘君） だとすれば、今回は幅広く利用者の方ということで前回町から商工会に補助を出されたという経緯があるわけですが、その中で今回は前回の商工会にやったときにはサービス業の方とかそういう多くの商工会の会員以外の方にも利用できる商店街をということでかなり幅広くやったわけですが、その中での分析結果、例えばサービス業が幾ら、そういう分析されたものの報告はとっているのでしょうか。お聞きします。
- 議長（櫻井公一君） 分析データは商工会から来ているの。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 商工会で今まで実績があるということで、業種別にどこに利用したかというのを商工会から今資料がないのでそのデータがあれば取り寄せて、今定例会中に間に合えば皆さんに配付したいと思います。

あと問題点があったのはやはり枚数、今回は金額が大きいですけれども、前は枚数が少ないと。同じ人が何回も買ってしまうということなので、なるべく町民に広く、希望者にはということで同じ人が何枚も買わないというか、ある程度広くなるように商工会とも話をして前の反省を踏まえてそのような対応をしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） よりよい配付というか、購入方法にしていきたいと思います。ただ、町として補助を出している以上は商工会からそういう分析した結果等については担当課がもらうか、あっちからよこさないのであればこっちからどうなっているんだというくらいの積極性があって、私は補助の団体からもそういうきちんとした報告を受けるべきだと思うので、本来であればここに資料を添付するのが当然だったのではないかなと思いますので、この辺については分析された費用等をこの会期中に出してもらうようによろしくお願いします。終わります。

○議長（櫻井公一君） その件に関しては私からも担当部局にお願いしておきます。

ほかに質疑を受けます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。ただいまの片山議員の発言に関連するかと思えますけれども、プレミアム商品券についてお伺いします。これは、町と商工会との打ち合わせをどの辺までおやりになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） ただいまのプレミアム商品券の要項というものを商工会さんと打ち合わせをしております。販売場所、販売日時、対象、それから販売の限度セット、あるいは町民というもの皆さんということの確認とか、そういうものをどうしたらいいかということで商工会さんとはかなり打ち合わせは行っている状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） と申しますのは、私も一応商工会の理事として鋭意頑張っているわけですが、例えば商品券販売取り扱い店ですね。皆様ご存じかと思うんですが、多賀城市と多賀城七ヶ浜商工会さんで今度やはりプレミアムをやっておりますけれども、大体7対3ぐらいでしたか、大型店と零細店を分けて販売したというケースがありましたので、

まずこの点1点ですね。

それから住民の方から聞いた1万3,000円というのはちょっと高いのではないのかと、もう少し半額くらいのもので何セットかあってもいいのではないかという意見もありますので、そういうことをもし商工会さんと協議の上でお話しできればいいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 1万3,000円って、1万円ね。伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 松島町におきましては大型店、小さい商店、そういうことで割り振りするということは今のところは計画しておりません。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 1万円券、5,000円券ということでございますが、今回は前回と同様3割増しということで500円券の26枚つづり1万円購入で1万3,000円使えるワンセットとなっております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、澁谷さんからも片山さんからも出ました地方創生の一部の使い方のことなんですけれども、今商工会のプレミアム、6月8月売り出しだということになってますね。この辺の協議も商工会さんがこの時期にしてほしいというご要望なのか、前回はたしか10、11、12の販売期間の中でやったと。それで暮れもあったので商工会も非常によかったと。3割だからすごくよかったですね。

今回は多賀城では4月から始まると。澁谷さんは聞いていると思いますけれども。それはなぜかといいますと、なるべく早く、あそこは仙台との競合がありますから競争しなきゃないということで4月から売り出す、すぐに。松島はそういうことは考えないで6月からだということかもしれませんけれども、この辺商工会の皆さんとよくお話をしながらいつごろがいいのかということの詰めはしてこの発売日になったのかどうかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 発売時期に関しまして、商工会と打ち合わせの中で話をさせていただきました。最初、利府松島商工会で利府も6月から発売をしますということでその後の販売という案も出ましたけれども、そうすると一番利用される時期というのは8月のお盆であったりお中元であったりという時期が大変一番利用価値があるのかなということと、利府の発売で隣の町の松島、同じ利府松島商工会でおくれるというのもどうかなということとできれば利府町が6月であれば松島町も6月と、その6月に関しましては以前の反省から年

金支給月で販売してほしいという反省があったかと思しますので、6月の年金支給月に合わせて、それからお盆とかお中元の大変消費率が高い時期にご利用いただければいいのかなということで、商工会と一緒にお話をした中では6月から8月という、利府さんも6月から8月という形で進んでいるようなので松島町についてもそれに合わせた形をとらせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これはわかりました。今度また雑誌とタイアップなんですね。全国12万部の1回で350万円。安いかわかりませんが、4、5ページの全国版に出しますよということでそれにちなんでモニターやこのツアーを実施するということでもあります。そういうことでこういう企画書、企画をどのように、職員の皆さんが考えてこのようにしてほしい。

私思うのには今までいっぱいあるんですよ、こういう商品は。るるぶとか何とか。そういう構成とまた違う、一味違う、今度はちょっと中高年の30代40代の一番お金の余裕のあるそういう人たちにターゲットをするみたいですからね。いやいや、違うんですよ、皆さん。違うんです。30代40代の人というのが割と、それ以降になると金は持っているんです。ところがグルメとかそういうものが30代40代の、皆さん、今物すごいでしょう、コンサート。グランディで。すごいコンサート毎週やっているんですよ。あれのおかげで松島非常にいいんです、その時期は。お金使うんです、その人たち。客層によって違って来るんですよ。そういうことで私はそのターゲットの仕方はいいかもしれませんが、この内容だと思うんです。どういうものを打ち出していくかということだと思うんです。それで食べ物を打ち出していくのか、いろんなことがある。

私はここでちょっと固執するのは温泉なんですよ。町にせつかく温泉出ている。そういうの全国的にはわからないんです。松島が温泉だというのは。そういうことで温泉を全面的にどんと出して松島町に来て泊ったらこういうものをゆっくり探索できますよ、2泊3日の行程はこうですよ、こういう方法が私は1つのあり方かなと。これはあと皆さんのお考えでやってくれると思いますので、その温泉をどんと女子職員、課長、モデルになってきれいなモデルになって全面的に、何ですか、そういうことでやっていただければと思いますけれども、その辺は企画担当の皆さんがよろしくお願いを申し上げたいと思いますけれども、どのような方法で考えているのか、課長。さらっとは言っていましたよ、説明のときに。具体的に言ってください。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 私ではなかなか皆さんを松島の温泉にお呼びすることができないかと思えますけれども、結局雑誌、松島町の思い、それをつなぐ、企画をしてくれる団体とうまく連携をとりながら最終的に雑誌という形で成果を出していきたいと思っております。

先ほどお話しいただきましたように、松島の魅力をもう1回見直しして再発見したいなど。それから先ほど温泉もありましたように、新たな魅力も出していけたらいいなと思っております。そのためにはやはりデザインも必要かなということで、今回につきましては紙という媒体を使いまして目で訴えるという形をとりたいと思っておりますので、それも読者への方々が松島に来てくれるという企画もここに入っております。そういう形で町との思い、それから最終的にはそれを雑誌につなげるという一連の事業として考えておりましたので、新たな魅力づくり発掘、そういうふうに町の思いと雑誌へとつながっていけるようにと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 会社を経由してそういう企画会社に頼むのかなと、今の話では、そう思いますがけれども、その企画会社に、高いですから、そういうところも。やはりいい商品をつくっていただきたい。

この地域創生のお金これは5年ですよ。5年の中でやりなさいと。ところが今年でちゃんと早くしないと交付金は出ませんよという厳しい、格差をつけますよと。一生懸命やった、アイデアを出したところだけはその分の交付税見ますよという石破大臣の話であります。今後5年の間にちゃんと戦略を練ってくださいと。来年3月まで作成してくださいよということでありまして、あと1年ですね。

今回はこのように緊急的に出してということで私思うんですけども、今回このように資料をいただきまして地域消費喚起生活支援型、それから地方創生先行型。このようにこちらの資料を見ますと地方創生先行型というのは障害者と高齢者、これが主で、そして今言った観光、W i - F i、セッコク、地産池消、これが網羅されているわけですね。今まで事業がずっとある。これは先行型、単純に見て先行型と言っていいのかなと、独自の考え方を持っていかなければ、私は極端に何ていうか、簡単に思うんですけども、今まで事業ずっと入っていたこの事業が何でこの事業に入ったのか、私わからないもので教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 従来からやってきた事業と変わらないのではな

いかというご質問だと思いますが、先行型というのは来年度につくります地方版総合戦略の先行してやる事業ということで先行型ということで位置づけされておまして、今回は障害者高齢者タクシー等助成事業、宅配夕食、ひとり暮らし老人等緊急通報システム、地産池消支援、セッコク培養、こういった事業については従来私どもの町では単独事業として実施してきたということで色川議員、従来からやってきた事業と変わらないということですが、事業費を拡大して実施するという位置づけを持っております。

さらに、前段でおっしゃっていた内容ですが、若者向けの事業がないということをおっしゃっていたやに思うんですが、来年総合戦略つくる中で若い世代の希望の実現という大きなテーマがありまして、これは子育てを中心としたプランニングをしていかなくちやないなと思っております。

それから東京一極集中の歯どめ、これはこの地方創生法に載っておりますので、これを集中して考える。それから地域の特性に即した地域課題の解決ということがありまして、じゃあ具体的に何を考えているんだという話ですが、子育て支援策の充実や世代間交流を充実させるような施策、地域の人材育成策、観光を中心とした地域資源を活用した産業振興策を検討していきたいと考えております。

子育て支援策については、今月末にでき上がります子ども・子育て支援事業、この辺と整合をとりながら計画づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） いろんなメニューがあると思うんですけども、ここちょっと地域先行型、それから充当額というのがありますよね、それぞれ。こう見ると、障害者、高齢者タクシー充当額619万5,000円。今年度のナビですね。これです。予算のナビ。

これを見ますと、186万円。福祉タクシーが運行事業補助金ということなんですけれども、それから福祉タクシー券というのが380万円ですね。夕食宅配事業、今年度は865万円。ところが、今度は457万5,000円、減っているんですね。ひとり暮らし、当初は246万円が今回は91万1,000円と、このように充当額というのですね。どのように解釈をすればいいのか。今年度予算計上は3月末で大体執行されたわけでしょう。あと減額するとか何かというのはありますけれども。この充当というののどのように解釈すればいいですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 交付金をどのくらい充当したかということの額でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、これは来年度執行するということによろしいんですね。当然。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 繰り越しさせていただきますので、実質27年度の執行になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 予算を見ますと充当されていない、こっちに全部入っているということでありましてひとり暮らし緊急ということになりますと、今年度は246万円、充当額が91万1,000円、このようになりますので、ちょっと後退しているのかなと、先行するという事から、そういうこと。

あとは、地産池消やなんかは同じなんですけれども、セッコクは210万円が96万1,000円と、そういう充当額がちょっと少ないということで事業の後退も考えられるのかなと思いますけれども、この辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 後退しているのはほとんどないはずなんです、例えばひとり暮らし老人等緊急情報システム。こっちは備品を買う予定で予算化していたと思います。それが来年度は買う必要がないということで、実質同額程度の充当になっているはずです。

それから、障害者タクシーですが、こちらは私どもで試算した結果は71万7,000円、これは事業費ベースの話をお今申し上げていますが、充当額は619万5,000円でございますが、事業費としては644万6,000円ということでございまして、これは対当初費で71万7,000円の増額となっているはずだと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。この地域創生の部分、見せてもらっているんですけども、今後松島は28年度から新長期総合計画が始まる、そういう中でこの地域創生のこういうのも活用しながら新しい今後の計画を立てていくのかなと思うんですけども、そういう中で1つ要望によって首長補佐の国家公務員、小規模の市町村へ派遣できるんですよと、そして十分に活用してくださいと、こういうことがあるわけです。そういう中で地域創生の中でも松島の職員足りないとかそんなこと言われてももっといい町に、優秀な職員がいますけ

れども、そういう活用、そういうものを検討するということはありますでしょうか。町長、副町長でもいいです。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整室長（亀井 純君） 最初、私が答えますので。ただで来てくれるはずではございませんで、私どもが聞いた話ですと副町長並みの給料ということでございました。

それよりは、実はというか、皆さんご存じのように26年度から次期総合計画をつくっております。27年度末までつくるということでもう着々と進めてきております。その中で、地方再生という話が出てきて、そのエッセンスを含んだ総合計画をつくらうと思っておりますし、戦略プランも総合計画ででき上がっている数字だとか町民の皆さんの要望だとか先ほど申し上げましたが、子ども・子育て支援計画だとか、そういったものを入れ込みながら戦略プランを練っていきたいと考えておりますので、私どもとしてはスポット的には県経由で国までご相談ということは当然ありますが、常時誰か来ていただいてお助けいただくということは今のところ考えていません。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。（「もういいです、それしませんから」の声あり）いや、あの、今5時10分前でございますけれども、会議規則では一応5時までとなっておりますが、予定の議案をできるだけきょう行いたいという思いもありますので、時間の延長をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、時間の延長を視野に入れて会議を進めます。

それでは、色川議員、質問してください。

○10番（色川晴夫君） もう地域創生はこれから本当にこれでもって町が相当の格差開くところ、進むところそうでないところ、分かれてくる可能性が出てくると思うんです。そういうことで本当にせっかくこういうものができたんですから、人によってはばらまきではないかということもあります。でも現実そうなったんですから、十分に活用しながら皆さんと一緒に取り組んでいただければいいのかなと、このように思います。

それからちょっとだけ、ごめんなさい、9ページ、財産管理費でね。光熱費が450万円減、財産管理費、それから庁舎清掃業務委託費が250万円、特に業務委託清掃なんていうのは入札でしょう。それが今になって250万円減額しているということはとっくにこんなのわかっていることじゃないのかなと思うんです。それから光熱費というのは、新庁舎になってすごく今までより効率よくなったという使い方があるんですけれども、この450万円の減と庁舎の250

万円の減はどうなっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、委託費の庁舎の清掃業務委託ですけれども、これのみでここで減額しているわけございません。いろんなものをやりまして入札差金とかありまして、最後にトータルとして見て250万円ほど余るだろうということで今回減額しております。

その上の光熱水費なんですけれども、今議員がおっしゃったとおり新庁舎のために実績というのがないものですから、いろんなところを参考にしながら多分このぐらいがあれば大丈夫だろうということで措置しておりました。それで実績がほぼ出ましたので、不用額が出るということでもありますので、ごめんなさい、不用額、執行しないで済む額が出るということでもありますので、その額を今回減額したものでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございませんか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 1点だけですね。10ページの諸費の防犯灯についてお伺いいたします。

ここでの防犯灯の設置等の補助金ということで110万円が上がっているわけですけれども、今回いろいろな地区での照明のLED化によってやはりかなりの負担が出てきているのではないかなと思っております。その中で、申請があった、交換した段階で申請があった分全て対処していただいたのか、その辺と、LED化によってかなり金額も修理段階で新しく新設となれば金額も張るんだろうと、町の補助の体制はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、基本的に地区から要望、ことしもそうですけれども、LED化するために最低でも交換するのに2、3万円かかります。数が例年と極端に違うのかということそれはまたそんなに変わらない。LED化にかえることによって今回費用がかさんだということで今度補正予算させていただいておりますが、地区からの要望に対しては基本的に全部応えたいと、今年度分は。それでここには出ていないんですけれども、あと中で利用したりできるものも踏まえてなおかつ足りないなということでここに数字を挙げさせていただいております。

LED化につきましては、27年度以降もあとを新しくするとか設置するとかあります。この辺は数が27年度になってしまって申しわけないんですけれども、これは年次計画的なものをきちんと計画していかなければ交換するだけでもすごく費用、町、地区とありますので、この辺は年次計画を持って取り組みをさせていただきたいということがあります。26年度はそ

ういうことでこの補正と要望に応えるための内部的な流用も踏まえて対応させていきたいということで、今回補正に挙げさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） LED化で今3万円ちょっとぐらいというお話でしたけれども、地区負担は大体どのくらいの負担のような感じなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 補助要綱では2分の1とかあるんですけども、一応基本的に2万円くらいで3万円ですね。大体それで、高いんですよ。普通の2分の1でちょっとしてできないので、大体その額にもよりますが、2分の1あるいは上限の2万円ぐらいで考えていました。大体2万円ぐらい、上限を2万円ぐらい。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） やはり、いろいろ地区によってもまだ周知していない部分がちょっとあるのかなと思っているんですけども、そういったことも含めてきちっと、これもいつでも地区の会議になるとこういう話が出てくるんですよ。そういった中でもやはりある程度地区にはきちんと周知が必要なのかなと思いますし、今課長が言ったとおり、LED化にすれば相当の金額負担というか、かえれば結局長い目で見れば経費の軽減にはなるんでしょうけれども、初期投資という形になるとかなりの金額があるのかなと。

やはり、年次計画で進めてもらいたいのもそうですし、いろんな意味で地区の負担が一気にふえるとなるとたいへんですから、その辺も勘案していただきたい。

1期、その年、2期、3期ぐらいの調子だったらいいんですけども、いろんなところでだんだん古くなってきたかなり修理しなきゃいけないのが大分出てきているようですから、そうすると1回でどんだんだめになってくるようなときが出てくると思うんです。そんなことも勘案しながら進めてもらえればと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 防犯灯については、私も地区懇談会とかで必ずご指摘を受けることなので、ぜひこれまで以上に今、高橋議員おっしゃるようにまとまった形、整理された形でできるだけ多くの方々、地域のご要望にお応えしたいとは思っておりますので、来年度の区長さんに集まっていただく会議等に向けてその辺を内部で詰めまして、これまで以上の防犯灯の設置なり改善なり、あとはおっしゃるような計画的な変換なりそういったことについては内

部で詰めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私からも事項別明細書の19ページ、8款5項2目ですか。公共下水道費の中の部分で5億3,165万4,000円の減額補正をしておることについてまずお尋ねしておきたいと思いますが。どういった内容からこの数字の減額となっているか。一般会計からの繰出金ですよ、これ、たしか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 一般会計からの繰出金の件ということで、下水道事業会計でこの金額につきましては受けておりますのでお話を申し上げますが、大きくは小梨屋排水区地区等部分、ちょうどこの役場の前のポンプ場をつくるという計画がございまして、それを次年度に回したことが、それが大きなことでございますね。それが主なものでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。次年度に回すということなんですね。同様に、これは設計委託での減額補正。同じく8款5項5目街路事業費の根廻磯崎線都計道路整備に係る測量委託設計業務の減額、これについてもやはり入札差金的なやつですか。この辺確認です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これは入札差金によりまして事業精査をしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 先ほどの条例案の中で町道認定関係で気になったのは、都計道路線の路線認定、町道認定をかけておきながら現況調査をかけて、今後整備に向かっていくんだらうと、この成果を受けて、あるわけですがけれども、中に住宅が何棟か入っておったと思うんですけども、そういったものに対して地権者等の交渉経過も踏まえた中身で成果が上がってくるものと理解するんですが、その辺は間違いないんですか。可能性も含めてお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この間一応説明会をさせていただきまして、住宅にかかる方からは一応同意できないという話がございましたので、その辺は今後内部でも協議しながら進めていかなければならないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 用地交渉の進展いかんによって、現段階では用地買収に応じ得ないという返事ではありましようが、やはりその路線認定をまずかけているときはそこを迂回させるか云々かという形になるろうかと思えますけれども、そういったことも平成27年度にはこの部分、減額した分もプラスになってくる可能性はあるんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今現在、一応測量設計をしようということの説明会でしたのでこれから一応ルートについては決めていくという形になりますので、今現在図上だけの設定ですので、それをどうするかという部分は反対者がいるといった部分もはっきりしましたので、どうするかというのは今後一応その方との交渉にもよりますし、町としてどういうルートにするかといった部分については今後一応協議しながら進めていきたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。次のページで、これは最後のほうのページになりますかね。22ページ、同じく事項別明細書ですが、これまた公共土木施設の災害復旧費で、松島大橋橋梁災害復旧工事として、施工監理業務委託分と橋梁の災害復旧工事分、こちらには提案理由書に書いてある内容を見ますと、今後27年度に債務負担行為を設定し31年度までの債務負担行為事業と切りかえるということの中身で減額するんだという提案理由説明でしたんですけれども、その事業の効果としてというんですかね。これまで単年ないし2カ年程度で見ておったものを今後5年で債務負担になされるということですが、いわゆる事業効果の発揮というんですか、見えてくるもの何ぼでも早くという姿で見たときにこういった債務負担行為というものはとても有効とは見えないんですけれども、その辺どうに考えてこういうふうになるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回は当初とっていたんですけれども、基本的に認可といいますか、災害復旧そのものがなかなか認可がおりなかった、時間がかかってしまったと。国交省と協議していて時間がかかってしまったという中で今年度発注難しいといった部分がございます、新年度に一括発注したほうがいいんでないかということで十数億円になりますけれども、橋梁部分上部工、下部工、それから前後の取り付け道路という形での全てを一括で発注したほうが業者もとりやすいという方向で考える中では債務負担行為をとって27から31までという形で新年度で上げさせていただいていますけれども、そういう形にしたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、総体の現段階の総事業費は十数億円になる。単年度で3億6,000万、7,000万円の債務負担行為をとって5カ年で締めるという考え方で進めるんだよと、こういう理解でいいんですね。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第30号平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を17時15分といたします。

午5時05分 休 憩

午後5時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開します。

議案第31号に入ります前に、先ほど議案第30号で一般会計補正予算の中で林業振興費の中の山林整備等に関する説明に修正したいという申し出がありましたので受けます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 先ほど林業費についてご質問いただいた際に、3人予定していたところに1名という形でご報告をさせていただいたんですけども、1月25日にお二方の申し込みがあり、現在人数的には3人の雇用をしているということでした。ただ、就業日数の関係がございまして、今回のような減額になったということでしたので、済みません、人数の関係ではなく、就業日数の減によるもので今回減額させていただいております。訂正方よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員、よろしいですか。（「返事したからいいんじゃないですか。わかりました」の声あり） それでは進めます。

日程第27 議案第31号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第31号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第31号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第32号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第32号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第32号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第33号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4

号) について

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第33号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第33号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第34号 平成26年度松島町介護サービス事業等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第34号平成26年度松島町介護サービス事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第35号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第35号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第

5号) についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第35号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第36号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第36号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第36号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程33 議案第37号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第37号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」

の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第37号平成26年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第34 議員提案第1号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長(櫻井公一君) 日程第34、議員提案第1号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議員提案第1号松島町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、10日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時22分 散 会